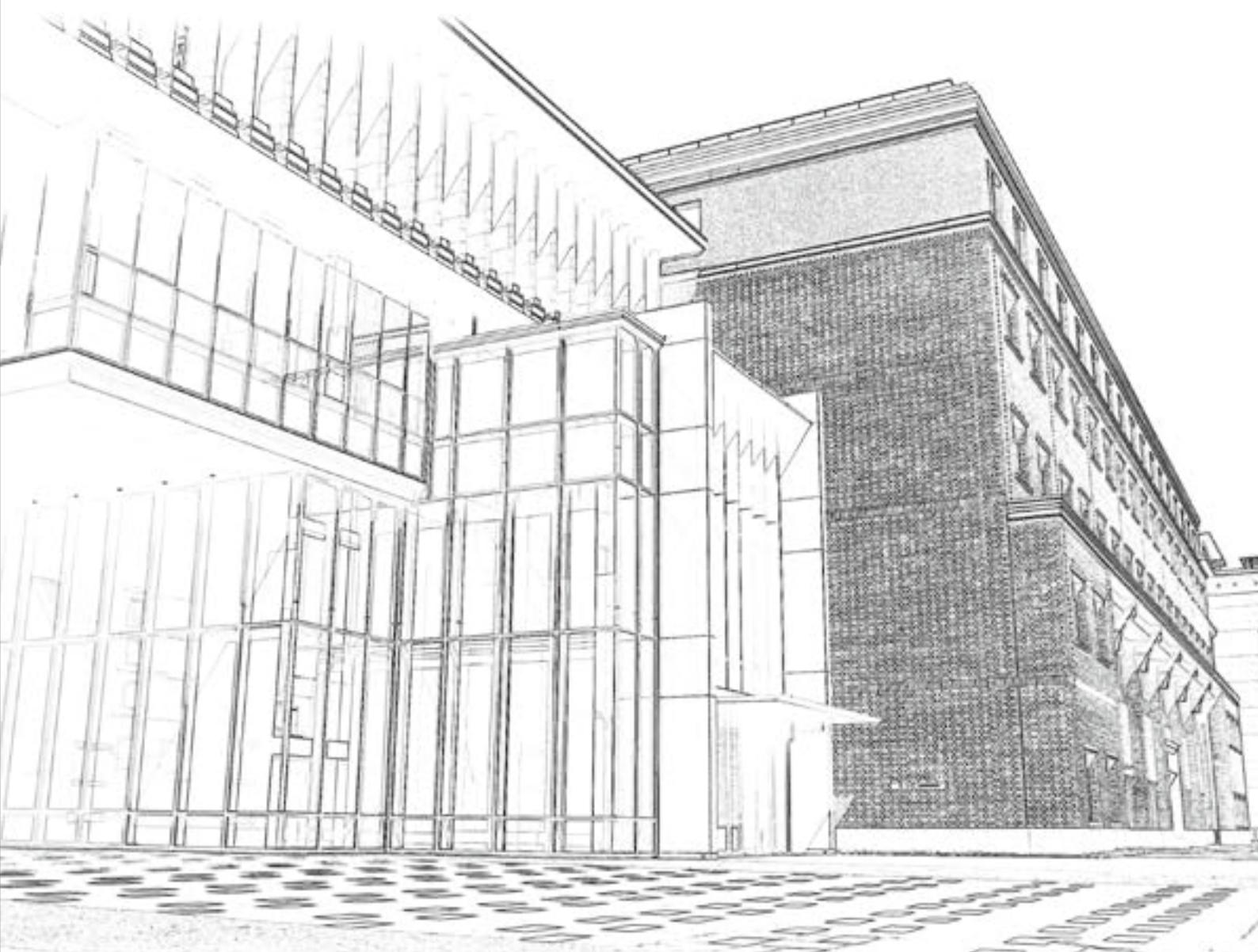


同志社大学大学院 経済学研究科

2025年度 履修の手引き



◆春学期◆ 17週(102日)

2025年

4月	1日(火) 2日(水) 3日(木) 4日(金) 5日(土) 6日(日) 7日(月) 8日(火) 9日(水) 10日(木) 11日(金) 28日(月)	春学期始め・春学期入学式 新入学生履修指導期間 オンデマンド授業期間 (DO Week) 面接授業開始(注1) 春学期学費納入最終日
4月	29日(火) ~ 5日(月)	休日
5月	6日(火)	振替休日(授業日)
7月	17日(木) 18日(金) 21日(月) 31日(木)	面接授業最終日 期末試験開始 海の日(試験日) 期末試験終了
8月	1日(金) 1日(金) ~ 7日(木)	期末試験予備日・夏期休暇開始 春学期集中講義期間
9月	11日(木)	春学期学位論文総合審査日 夏期休暇終了 在学生成績通知(注2) 20日(土)春学期終り 27日(土)春学期学位授与式

※1 週分のオンデマンド授業は、各学期の面接授業開始以降、成績評価を終えるまでに配信される。
 (注1) 2年次生以上は前年度3月の成績通知日以降、1年次生は入学式以降、この面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。
 (注2) 成績通知日以降、秋学期の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。
 (注3) 成績通知日以降、翌年度4月の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。

◆秋学期◆ 18週(108日)

9月	21日(日) 24日(水) 25日(木) 26日(金) 27日(土) 28日(日) 29日(月) 30日(火)	秋学期始め・秋学期入学式 オンデマンド授業期間 (DO Week)
10月	1日(水) 13日(月) 31日(金)	面接授業開始 スポーツの日(授業日) 秋学期学費納入最終日
11月	3日(月) 24日(月) 26日(水) 27日(木) 28日(金)	文化の日(授業日) 振替休日(授業日) 創立記念行事週間(休講)
12月	29日(土) 24日(水) 25日(木)	創立記念日(休日) 冬期休暇開始 キリスト降誕日(休日)

2026年

1月	6日(火) 7日(水) 12日(月) 19日(月) 20日(火) 23日(金)	冬期休暇終了 面接授業再開 成人の日(休日) 面接授業最終日 期末試験開始 創立者永眠の日
2月	9日(月) 12日(木) ~ 18日(水)	期末試験終了 秋学期集中講義期間
3月	5日(木) 13日(金) 20日(金) 21日(土) 22日(日) 31日(火)	秋学期学位論文総合審査日 在学生成績通知(注3) 秋学期学位授与式 秋学期終り

■授業時間■

<I> 9:00~10:30 <II> 10:45~12:15
 <III> 13:10~14:40 <IV> 14:55~16:25
 <V> 16:40~18:10 <VI> 18:25~19:55
 <VII> 20:10~21:40

■試験時間■

<I> 9:20~10:30 <II> 11:00~12:10
 <III> 13:25~14:35 <IV> 15:05~16:15
 <V> 16:45~17:55 <VI> 18:25~19:35
 <VII> 20:05~21:15

授業1週目(DO Week)と授業2週目以降に行われるオンデマンド配信の受講方法について

通常の教室での授業は13週の授業期間に受講し、残り2週分の授業はオンデマンドで受講することを基本とします。授業1週目(DO Week)のオンデマンド配信はシラバスからURLを確認、受講の上、指示された課題等に取り組んでください。具体的な受講手順については大学HPに掲載していますので、以下のURL、QRコード等から詳細を確認してください。

また、授業2週目以降に行われるオンデマンド配信の受講方法については科目担当者からの指示に従ってください。

なお、全ての科目でオンデマンド配信が行われる訳ではありません。具体的な授業計画についてはシラバス等を確認してください。

■DO Weekから始まる新たな学び
https://www.doshisha.ac.jp/students/new_calender/index.html



INDEX

◎大学院学年曆	
◎経済学研究科のポリシー	2
<前期課程>	
<後期課程>	
■履修案内	5
<共　通>	
◆科目履修と科目登録	
◆成績評価と単位	
<前期課程>	
◆カリキュラムと修了要件	
◆2025年度開講科目一覧	
◆研究指導・論文作成など	
<後期課程>	
◆カリキュラムと修了要件	
◆2025年度開講科目一覧	
◆研究指導・論文作成など	
■研究活動・学生生活	43
◆学生IDと学生証	
◆経済学研究科事務室の案内	
◆経済学部研究室図書室の利用案内	
◆大学院共同研究室（良心館2階）の利用	
◆TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）	
◆研究活動費の補助	
◆その他学生生活にあたって	
■大学院学則・各諸規程	57
●同志社大学大学院学則	
●同志社大学学位規程	
●大学院一般内規	
●大学院研究生・研修生に関する内規	
●外国留学に関する諸規程	
●関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書	
■経済学研究科教員紹介	85
◎良心館 経済学部・経済学研究科 関連施設 MAP	

理論経済学専攻・応用経済学専攻（前期課程）

○人材養成目的

経済学研究科博士課程（前期）は、経済学の理論分野および応用分野について、長い歴史に培われてきた研究教育環境の下で、新しい時代に対応する経済学の専門知識をとおして、高度な分析能力と応用力を身に付け、国内外で活躍する専門職業人および研究者を養成することを目的とする。

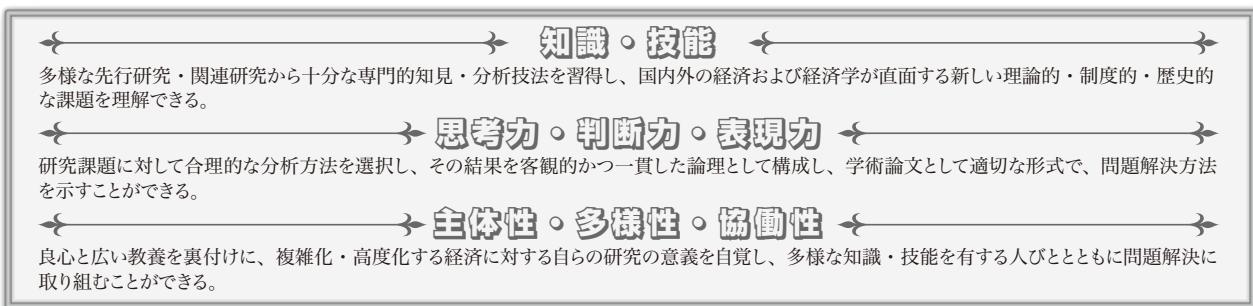
【理論経済学専攻（前期課程）】

理論経済学専攻博士課程（前期）は、経済学の根幹となる理論的領域の研究および理論・思想・歴史・地域研究領域の研究について、理論分析コースの理論的な分析手法および政治経済学・経済史コースの政治経済学的な分析手法をとおして、それらの専門的知見・分析技術を身に付け、国内外で活躍する専門職業人および研究者を養成することを目的とする。

【応用経済学専攻（前期課程）】

応用経済学専攻博士課程（前期）は、公共経済・金融・経済政策などの応用的領域の研究および家族・文化・環境領域の研究について、アプライド・エコノミクスコースの政策的な応用分析手法およびクリエイティブ・エコノミコースの経済学的分析手法をとおして、それらの専門的知見・分析技術を身に付け、国内外で活躍する専門職業人および研究者を養成することを目的とする。

○ディプロマ・ポリシー



○カリキュラム・ポリシー

【理論経済学専攻（前期課程）】

- ◎経済学の根幹となる理論的な領域の研究を行う「理論分析コース」、政治経済学的な分析手法による理論・思想・歴史・地域研究の領域の研究を行う「政治経済学・経済史コース」を設置する。
- ◎論文演習、論文、共通選択必修科目、選択必修科目、選択科目I、選択科目II、選択科目IIIなどにより構成されるカリキュラムを設置する。
- ◎論文演習は、修士論文を作成するために、自ら構想を示し、教員の専門的な助言・批判に応えながら、経済学的な分析を実践することを到達目標とする。理論経済学専攻に所属する教員の指導を受け、2年次に8単位を履修する。(主体性・多様性・協働性)
- ◎論文は、論文演習での指導をもとに、論理的で客観的な議論を開闢して説得力のある修士論文を作成すること、また学位論文審査において質疑に的確に応答できることを到達目標とする。論文演習と論文は必修科目である。(思考力・判断力・表現力)
- ◎共通選択必修科目は、大学院で経済学の研究を進めるにあたって専門領域を問わず共通して必要な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。理論経済学専攻・応用経済学専攻共通の科目であり、1年次から2年次にかけて2科目4単位を選択履修する。(知識・技能)
- ◎選択必修科目は、学生の研究関心に即して専門領域およびその周辺領域の専門的な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。学生が所属するコースから1年次から2年次にかけて2科目4単位を選択履修する。(知識・技能)
- ◎選択科目Iは、単独あるいは複数の教員が開講する講義科目「コンテンポラリー・スタディーズ」で、教員がテーマを選択する。理論経済学の多様な専門領域における最先端の課題に積極的に取り組むことを到達目標とする。(主体性・多様性・協働性)
- ◎選択科目IIは応用経済学専攻の選択必修科目である。理論経済学の領域にとどまらず、広く応用経済学の領域の多様な知識を習得することを到達目標とする。(知識・技能)
- ◎選択科目IIIは英語の語学科目であり、英語で学術書を読解し、学術論文を執筆する能力とともに、英語でプレゼンテーションし、ディスカッションする能力を習得することを到達目標とする。(知識・技能)
- ◎これに加えて、前期課程科目全体のなかに、講義に英語の要素を取り入れたPSE(Professional Studies in English)科目を設置する。英語の運用能力を習得することを到達目標とする。(知識・技能)

【応用経済学専攻（前期課程）】

- ◎公共経済や金融、経済政策などの応用的な領域の研究を行う「アプライド・エコノミクスコース」、家族・文化・環境を柱に、新産業を創出する基盤や新しいライフスタイル・社会システム構築のための研究を行う「クリエイティブ・エコノミコース」を設置する。
- ◎論文演習、論文、共通選択必修科目、選択必修科目、選択科目I、選択科目II、選択科目IIIなどにより構成されるカリキュラムを設置する。
- ◎論文演習は、修士論文を作成するために、自ら構想を示し、教員の専門的な助言・批判に応えながら、経済学的な分析を実践することを到達目標とする。応用経済学専攻に所属する教員の指導を受け、2年次に8単位を履修する。(思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性)
- ◎論文は、論文演習での指導をもとに、論理的で客観的な議論を開闢して説得力のある修士論文を作成すること、また学位論文審査において質疑に的確に応答できることを到達目標とする。論文演習と論文は必修科目である。(思考力・判断力・表現力)
- ◎共通選択必修科目は、大学院で経済学の研究を進めるにあたって専門領域を問わず共通して必要な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。理論経済学専攻・応用経済学専攻共通の科目であり、1年次から2年次にかけて2科目4単位を選択履修する。(知識・技能)
- ◎選択必修科目は、学生の研究関心に即して専門領域およびその周辺領域の専門的な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。学生が所属するコースから1年次から2年次にかけて2科目4単位を選択履修する。(知識・技能)
- ◎選択科目Iは、単独あるいは複数の教員が開講する講義科目「コンテンポラリー・スタディーズ」で、教員がテーマを選択する。応用経済学の多様な専門領域における最先端の課題に積極的に取り組むことを到達目標とする。(主体性・多様性・協働性)
- ◎選択科目IIは理論経済学専攻の選択必修科目である。応用経済学の領域にとどまらず、広く理論経済学の領域の多様な知識を習得することを到達目標とする。(知識・技能)
- ◎選択科目IIIは英語の語学科目であり、英語で学術書を読解し、学術論文を執筆する能力とともに、英語でプレゼンテーションし、ディスカッションする能力を習得することを到達目標とする。(知識・技能)
- ◎これに加えて、前期課程科目全体のなかに、講義に英語の要素を取り入れたPSE(Professional Studies in English)科目を設置する。英語でコミュニケーションする能力を習得することを到達目標とする。(知識・技能)

経済政策専攻（後期課程）

○人材養成目的

経済学研究科経済政策専攻博士課程（後期）は、本研究科の長い歴史に培われてきた研究教育環境の下で、特定の研究分野とそれに関連する幅広い分野に関する深い学識と国際性に裏付けられたコミュニケーション能力を備え、経済学の研究水準の新たな理解に立って、自立的に高度な研究に取り組むことのできる人物を養成することを目的とする。

○ディプロマ・ポリシー

→ 知識・技能 ←

国内外の専門・関連領域の先端的研究から十分な専門的知見・分析技法を習得し、その学術的・社会的な意義を理解し、またグローバルに学術交流できる。

→ 思考力・判断力・表現力 ←

自らの分析・研究成果の独創性を学術的水準に抽象化して理解し、知の体系・学術の発展に寄与し、さらなる発展の可能性、未解決の課題を自覚できる。

→ 主体性・多様性・協働性 ←

常に良心と社会的視点に基づいて柔軟に物事を考え、人びとの多様な発展と幸福を追求し、経済が直面する課題に独創的な貢献ができる。

○カリキュラム・ポリシー

【経済政策専攻（後期課程）】

研究者養成コース

- ◎博士学位を取得して大学・研究機関等で経済学の研究に従事し、グローバルに活躍する人物を養成するために、論文指導演習、合同演習、選択研究科目を設置する。
- ◎論文指導演習は、自ら学術的・社会的な意義・貢献のある研究構想を提示すること、客観的で一貫性のある論理を構成すること、指導教員の助言・批判的に応答すること、学術論文として適切な形式を備えて独創的な研究成果を示すことを到達目標とする。1年次から3年次にかけて「論文指導演習I・II」の8単位を必修とする。（思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）
- ◎合同演習は、指導教員以外の教員・院生を交えて研究発表をする演習科目である。発表の技術を向上させ、出席者との質疑応答を通じて博士論文の水準を高めることを到達目標とする。1年次から3年次にかけて登録必須科目として設置する。（主体性・多様性・協働性）
- ◎選択研究科目は、博士論文を執筆するうえで必要な周辺領域の高度な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。指導教員の同意のうえで1年次から3年次にかけて8単位を選択履修する。（知識・技能）

社会人特別コース

- ◎企業・研究機関・大学などで蓄積した研究成果を活かして論文にまとめ、博士学位を取得するために、論文指導演習、合同演習、選択研究科目を設置する。
- ◎論文指導演習は、自ら学術的・社会的な意義・貢献のある研究構想を提示すること、客観的で一貫性のある論理を構成すること、指導教員の助言・批判的に応答すること、学術論文として適切な形式を備えて独創的な研究成果を示すことを到達目標とする。1年次から3年次にかけて「論文指導演習I」の4単位を必修とする。（思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）
- ◎合同演習は、指導教員以外の教員・院生を交えて研究発表をする演習科目である。発表の技術を向上させ、出席者との質疑応答を通じて博士論文の水準を高めることを到達目標とする。1年次から3年次にかけて登録必須科目として設置する。（主体性・多様性・協働性）
- ◎選択研究科目は、博士論文を執筆するうえで必要な周辺領域の高度な知識・分析技法を習得することを到達目標とする。指導教員の同意のうえで1年次から3年次にかけて4単位を選択履修する。（知識・技能）

履修案内

2025 年度 履修の手引き



科目履修と科目登録

1 学位取得に必要なこと

経済学研究科の標準修業年限は、前期課程が2年、後期課程が3年です。学位を取得するためには、修業年限以上在学（※在学中に休学するとその期間は修学したことになりません）し、所定の単位を修得すると共に、必要な研究指導を受けたうえで、学位論文を提出し、最終試験に合格しなければなりません。研究指導や論文提出などの要領は、本冊子のほか、経済学研究科の掲示板やHPでお知らせします。日頃から注意して確認するようにしてください。また、「同志社大学大学院学則」や「大学院一般内規」「同志社大学学位規程」を参照してください。

修了に必要な要件を満たした場合、前期課程では修士（経済学）、後期課程では博士（経済学）の学位が授与されます。

2 科目登録の方法

1年間に履修する科目は、DUET (Doshisha Univ. Electronic Tutorial system) と呼ばれるWebを利用した本学の学修支援システムを利用して行います。各授業科目のシラバスなどは、大学HPを通してお知らせしています。

手順（1）

自分自身の研究計画をもとに、1年間の時間割を決めます。



- ・「2025年度開講科目一覧」(16~21、32頁)、「2025年度時間割表」(経済学部・経済学研究科HP) 参照。
- ・各科目の内容は『シラバス』(大学HP) を参照。



時間割表はこちら

<https://www.econ.doshisha.ac.jp/econ/students/graduate/studyguide.html>

手順（2）

登録期間に今年度の履修科目を登録します。

- ・DUETにて希望する科目の登録を行います。
- ・科目コードを間違えた場合や同じ曜日・講時に2科目以上を登録した場合、履修要件を満たさない科目を登録した場合などは正しく科目登録できず「登録エラー」となります。

手順（3）

登録科目の確認をしてください。

- ・授業開始後、指定期間に「登録科目確認表」をDUETよりダウンロードし、「登録エラー」もこの確認表で確認することができます。登録エラーがある場合は「エラー修正」の手続きを行ってください。
- ・登録エラーがなく、自分の計画通りの科目登録ができていることを確認して科目登録の手続きは完了します。

手順（4）

授業開始後に「履修中止」をすることができます。

授業開始後1ヶ月頃に「履修中止」の手続き期間が設けられます。授業を受講してみた結果、思っていた内容と違うなどの理由でどうしても登録を取り止めたい場合にそれを申請することができる期間です。不本意なまま授業を受け続けた結果、その科目の評価が全体の評価に悪影響を及ぼすことがないよう認められた手続きです。

各学期のはじめに科目登録の期間が設けられます。期間中の諸手続き日程は、大学HPで周知されます。
期限を過ぎると登録手続きができませんので、注意してください。

3 登録単位数の制限

経済学研究科では「セメスター制」を導入しています。セメスター制のもとでは、1年を2つの学期（春学期、秋学期）に分け、学期ごとに授業が完結し、成績評価を行います。各学期終了後、成績を通知します。

各セメスターや学年には登録できる単位数の上限や最低限登録しなければならない単位数が定められています。

前期課程	各セメスター 14 単位まで
後期課程	各学年 12 単位まで



年間に登録できる単位数の制限とは別に、修了要件を満たすために必要なカリキュラム上の単位取得の条件が設けられています。詳細は本冊子をご案内しています。



必要に応じて、同志社大学が開講する学部科目を履修することができます。希望者は学部が定める当該科目の登録手続きにそって科目登録してください。学部科目には登録単位数の上限は設けられていません。(DUETでの登録ができないため、経済学研究科事務室での登録が必要です。)

＜免許・資格取得を目的とする場合の科目登録について＞

教職免許状（専修免許）取得を目的とする場合、科目登録の際に登録コードに「M」を付けると「免許資格科目」として登録され、定められた登録単位数を超えて登録することができます。ただし、「Mを付けて登録すると修了に必要な単位数には算入されませんので注意してください。なお、「M」を付けた登録をするためには、指導教員または専攻教務主任との面談が必要です。

また、教職免許状（一種免許）や図書館司書、博物館学芸員などの資格取得を目的とする場合、同志社大学が開講する学部科目を履修することができます。希望者は、学部が定める当該科目の登録手続きにそって科目登録してください。学部科目には登録単位数の上限は設けられていません。



免許・資格の履修については入学年度の『免許・資格関係履修要項』を参照するとともに、免許資格課程センター（良心館1階・今出川教務センター内）で必ず履修指導を受けてください。

4 障がいのある学生への受講に対する配慮

「見る」「聴く」「話す」「四肢を使って作業する」など、心身の機能障がいのため「社会的障壁」となる内容を含む科目（演習、実験、実習、語学など）については、「合理的配慮」として代替措置をとることが可能なものがあります。登録前に、経済学研究科事務室までご相談ください。

成績評価と単位

～成績評価はGPA（Grade Point Average）制度によって行なわれます～

GPA制度は、大学教育における成績評価制度のグローバル・スタンダードとして、現在、国際的に最も認知度の高い制度で、本学では2004年度生から適用しています。

制度導入の目的は、大学教育の国際競争環境に関する教員と学生双方の自覚を高め、GPAを核とした的確な履修指導や学習支援システムを充実させることにより、学生の自立的な自己教育を支援し、かつ本学の教育を質的に一層向上させることにあります。

1 GPA制度の概要

各科目の成績評価を7段階〔A+・A・B+・B・C+・C・F〕で評価し、各成績評価段階に4.5～0.0の評点（Grade Point）を付与して、1単位あたりの評定平均値（Grade Point Average）を算出する方法です。GPAは、不合格を意味するF評価の成績を含めて以下の計算式で算出しますが、F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、最後についていたF評価は新たな評価に書き換えられて算出されます。

<GPAの評価基準>

評価	評点	判定内容
A+	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A+に準じた成績を示した
B+	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B+に準じた成績を示した
C+	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C+に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

<GPAの算出方法>

$(\text{Ⓐ}^+ \times 4.5 + \text{Ⓐ} \times 4.0 + \text{Ⓑ}^+ \times 3.5 + \text{Ⓑ} \times 3.0 + \text{Ⓒ}^+ \times 2.5 + \text{Ⓒ} \times 2.0 + \text{Ⓕ} \times 0.0) / (\text{Ⓐ}^+ + \text{Ⓐ} + \text{Ⓑ}^+ + \text{Ⓑ} + \text{Ⓒ}^+ + \text{Ⓒ} + \text{Ⓕ})$
 （※「Ⓐ+」～「Ⓕ」は「A+」～「F」の評価がついた科目の単位数の合計）



成績通知書には履修した全ての科目の評価とGPAが記載されますが、成績証明書には不合格科目の科目名は記載されません。

2 成績評価の書き換えについて

GPA制度では、F評価であった科目を再履修してC評価以上を得た場合、直近のF評価は新たな評価に書き換えられます。

履修年度	科目名・クラス	評価		履修年度	科目名・クラス	評価
2024	基礎ミクロ経済学	F	書き換え	2025	基礎ミクロ経済学	C

2025年度に「C」評価を得たことによって2024年度の「F」評価の評点「0.0」はGPAに算入されなくなります。



評価の書き換えが行われるのは、直近のF評価のみです。2回以上「F」評価となった上でC以上の評価を得た場合、直近のF評価は書き換えられますが、それ以前のF評価はGPAに算入されます。

なお、「関西4大学大学院単位互換科目」（※詳細は本冊子15頁参照）は、成績の書き換えを行うことができません。合格の場合は、成績評価は「認定」となり不合格の場合は成績評価は「不合格」となります。いずれも、GPAには算入されません。

3 試験

レポート提出を含め、各科目の試験実施要領は、DUETで確認してください。授業中に直接要領が発表され、掲示を行わない場合もありますので注意してください。

レポート提出の際は、本学所定の表紙を付け、学生証とともに受講者本人が指定された場所に提出します。提出期限を過ぎたレポートは受けられません。



「大学院一般内規」に定められた「試験」の項を合わせて参考してください。



病気またはやむを得ない事由により試験を受験できなかった場合は、当該科目試験終了後3日以内（窓口業務休止日を除く）に今出川教務センター（経済学研究科）に申し出てください。追試験の申請を行うことができます。



レポート提出締切日当日の突発的な事故などにより提出が間に合わない場合は、必ず提出締切時間までに今出川教務センター（経済学研究科）に連絡してください。

4 クレーム・コミッティ制度

厳格な成績評価制度の導入に伴い、大学は学生により質の高い教育を提供することを目的に授業クラス毎の評点の平均値や分布を公表しています。

また、授業内容や方法について、学生から改善の要望や成績評価に関する異議の申し立てを受け付け、調査し回答するためにクレーム・コミッティ制度を設けています。



科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、今出川教務センター（経済学研究科）に申し出てください。相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることなく、また相談によって不利益を被ることはありません。



成績評価に関する質問や異議申し立てを行う場合は、成績通知日から1週間以内に今出川教務センター（経済学研究科）に申し出てください。

カリキュラムと修了要件(2024年度以前生)

前期課程

1 カリキュラム体系

理論経済学専攻

理論分析コース

政治経済学・経済史コース

必修科目 (8単位履修すること)	論文演習Ⅰ、Ⅱ(各4単位) 論文			
共通選択必修科目 (2科目・4単位以上 履修すること) (全コース共通)	基礎ミクロ経済学 基礎マクロ経済学 基礎計量経済学 経済史 経済学史 政治経済学 経済政策 公共経済学			
選択必修科目 (所属コースから2科目・ 4単位以上履修すること)	ミクロ経済理論 計量経済理論 数理経済学 国際マクロ経済学 【理】特講Ⅰ 各2単位(ただし(※)は4単位)			
選択科目Ⅰ	マクロ経済理論 計量経済実習1,2 国際貿易論1,2 経済解析 【理】特講Ⅱ(※) 各2単位(ただし(※)は4単位)			
選択科目Ⅱ	日本経済 金融 国際金融 ファイナンス 経済政策論 応用ミクロ経済分析 応用マクロ経済分析	労働経済 地域経済 交通経済 企業経済 産業経済 コンテンツ産業論 文化政策論	創造都市論 家族の経済学 教育の経済学 格差社会論 ワークライフバランス論 コミュニティの経済学 エコロジー経済学	社会保障論 ITソリューションズ インフォメーションシステムズ 【応】特講Ⅰ 各2単位 (ただし(※)は4単位)
選択科目Ⅲ	英語(アカデミックライティング) 英語(プレゼンテーション)			

- 「論文演習」・「論文」の登録については、22～28頁を参照してください。
 ○選択必修科目および選択科目Ⅰ・Ⅱについては、同じ科目名であっても異なる担当者の科目であれば複数回履修することができます。ご自身の研究計画をもとに履修を考えてください。

応用経済学専攻

アプライド・エコノミクスコース

クリエイティブ・エコノミーコース

資源環境経済学

文化経済学

行動経済学

社会政策

基礎情報システム学 各2単位

日本経済	金融	国際金融
ファイナンス		経済政策論
応用ミクロ経済分析		応用マクロ経済分析
労働経済	地域経済	交通経済
企業経済	産業経済	
【応】特講 I	【応】特講 II (※)	

各2単位(ただし(※)は4単位)

コンテンツ産業論	文化政策論	創造都市論
家族の経済学	教育の経済学	格差社会論
ワークライフバランス論	コミュニティの経済学	
エコロジー経済学	社会保障論	
ITソリューションズ	インフォメーションシステムズ	
【応】特講 I	【応】特講 II (※)	

各2単位(ただし(※)は4単位)

【理】コンテンポラリー・スタディーズII (4単位)

【応】コンテンポラリー・スタディーズII (4単位)

ミクロ経済理論	経済解析	政治経済理論
マクロ経済理論	欧米経済史	経済思想史
計量経済理論	アジア経済史	制度分析 (※)
計量経済実習1, 2	日本経済史	【理】特講 I
数理経済学	比較社会経済	【理】特講 II (※)
国際貿易論1, 2	開発経済	各2単位 (ただし(※)は4単位)
国際マクロ経済学	国際政治経済学	

英語（リーディング）

英語（ディスカッション）

各2単位

カリキュラムと修了要件(2025年度生)

前期課程

1 カリキュラム体系

理論経済学専攻

理論分析コース

政治経済学・経済史コース

必修科目 (8単位履修すること)	論文演習Ⅰ、Ⅱ(各4単位) 論文			
共通選択必修科目 (2科目・4単位以上 履修すること) (全コース共通)	基礎ミクロ経済学 基礎マクロ経済学 基礎計量経済学 経済史 経済学史 政治経済学 経済政策 公共経済学			
選択必修科目 (所属コースから2科目・ 4単位以上履修すること)	ミクロ経済理論 計量経済理論 数理経済学 国際マクロ経済学 【理】特講Ⅰ マクロ経済理論 計量経済実習1, 2 国際貿易論1, 2 経済解析 【理】特講Ⅱ(※) 欧米経済史 日本経済史 国際政治経済学 経済思想史 【理】特講Ⅰ アジア経済史 比較社会経済 政治経済理論 制度分析(※) 【理】特講Ⅱ(※)			
	各2単位(ただし(※)は4単位)		各2単位(ただし(※)は4単位)	
選択科目Ⅰ	【理】コンテンポラリー・スタディーズⅠ(2単位) 【応】コンテンポラリー・スタディーズⅠ(2単位)			
選択科目Ⅱ	日本経済	労働経済	創造都市論	社会保障論
	金融	地域経済	家族の経済学	ITソリューションズ
	国際金融	交通経済	教育の経済学	インフォメーションシステムズ
	ファイナンス	企業経済	格差社会論	【応】特講Ⅰ
	経済政策論	産業経済	ワークライフバランス論	【応】特講Ⅱ(※)
	応用ミクロ経済分析	コンテンツ産業論	コミュニティの経済学	各2単位
	応用マクロ経済分析	文化政策論	エコロジー経済学	(ただし(※)は4単位)
選択科目Ⅲ	英語(アカデミックライティング) 英語(プレゼンテーション)			

- 「論文演習」・「論文」の登録については、22～28頁を参照してください。
 ○選択必修科目および選択科目Ⅰ・Ⅱについては、同じ科目名であっても異なる担当者の科目であれば複数回履修することができます。ご自身の研究計画をもとに履修を考えてください。

応用経済学専攻

アプライド・エコノミクスコース

クリエイティブ・エコノミーコース

資源環境経済学

文化経済学

行動経済学

社会政策

基礎情報システム学 各2単位

日本経済	金融	国際金融
ファイナンス		経済政策論
応用ミクロ経済分析		応用マクロ経済分析
労働経済	地域経済	交通経済
企業経済	産業経済	開発経済
【応】特講Ⅰ	【応】特講Ⅱ（※）	

各2単位(ただし(※)は4単位)

コンテンツ産業論	文化政策論	創造都市論
家族の経済学	教育の経済学	格差社会論
ワークライフバランス論	コミュニティの経済学	
エコロジー経済学	社会保障論	
ITソリューションズ	インフォメーションシステムズ	
【応】特講Ⅰ	【応】特講Ⅱ（※）	

各2単位(ただし(※)は4単位)

【理】コンテンポラリー・スタディーズⅡ（4単位）

【応】コンテンポラリー・スタディーズⅡ（4単位）

ミクロ経済理論	経済解析	政治経済理論
マクロ経済理論	欧米経済史	経済思想史
計量経済理論	アジア経済史	制度分析（※）
計量経済実習1,2	日本経済史	【理】特講Ⅰ
数理経済学	比較社会経済	【理】特講Ⅱ（※）
国際貿易論1,2	開発経済	各2単位 (ただし(※)は4単位)
国際マクロ経済学	国際政治経済学	

英語（リーディング）

英語（ディスカッション）

各2単位

◆ 4つの履修コース

体系的な学修をより促進することを目的に、理論経済学専攻と応用経済学専攻にそれぞれ2つずつ、合計4つの履修コースを設定しています。修了要件を満たすためには、所属する専攻に設けられた2つのコースのうち、どちらかのコースの履修条件にもとづいて単位を修得することが必要です。履修コースの選択は、1年次の7月中旬～7月下旬に、指導教員の選択と同時に実行していただきます。なお、科目履修は、所属以外の専攻も含め、4コース全ての科目を対象に行うことができます。各コースの概要は、次のとおりです。

[理論分析コース]

経済社会のメカニズムを探る「理論経済学」、それを国際経済に適用する「国際経済学」、現実経済から将来を予測する手法を研究する「計量経済学」など、経済学の根幹的な教育・研究を行います。

[政治経済学・経済史コース]

社会を「時間」と「空間」の軸でとらえ、政治経済学的手法を使って、制度（慣習）、文化、歴史の分析をも含め、日本、アジア、ヨーロッパ、アメリカなどをカバーした教育・研究を行います。

[アプライド・エコノミクスコース]

日本経済を切り開くためには、理論的基盤に立った経済システムの理解と政策立案、遂行能力を持つ専門家の育成が必要と考え、公共経済や金融、経済政策などの応用的分野の教育・研究を行います。

[クリエイティブ・エコノミーコース]

「家族」「文化」「環境」を柱に人間が持続的に安定した生活を送る上で必要な理論の再構築とその実践を目標に、「社会保障論」や「文化経済学」「資源環境経済学」などの経済学的手法を基礎とした教育・研究を行います。

◆ PSE (Professional Studies in English) 科目

英語で発信することができるグローバル人材の育成を目的に、当研究科では授業の中に「英語を使って経済学を学ぶ機会」を少しでも増やすことを奨励しています。この目的に配慮した授業の運営を目指す科目は、開講科目表やシラバスに明記しています。

◆科目群

修士論文の作成に向けて専門分野を体系的に学ぶことができるよう、授業科目を次の科目群に区分して開講しています。

○必修科目

指導教授のもとで、修士論文・研究課題を作成する科目群です。

○共通選択必修科目

理論経済学専攻・応用経済学専攻共通の科目で、当研究科で経済学を研究していくために必要不可欠な基本的知識の習得を目的とします。

○選択必修科目

各コースの専門的、応用的知識を習得することを目的とした科目群です。中でも「特講」科目は、自身の専門分野と周辺領域の知識を補完することを目的に、多彩な分野の教員によって開講される科目です。

○選択科目Ⅰ

現代的な課題の理解を目的とした科目群です。新しい時代に対応する経済学の専門知識に裏付けされた、高度な分析能力と応用的な学際性の育成を目指し、現代的課題をより機動的、かつ実践的に授業の中へ取り込むために設置しています。異分野を横断したアプローチも積極的に取り入れることが期待されています。

○選択科目Ⅱ

他専攻の選択必修科目を設置する科目群です。

○選択科目Ⅲ

グローバルに通用する人物となるため、学術書を読めるまでの読み解き能力、アカデミックライティング能力、プレゼンテーション能力およびディスカッション能力を身に付けることを目的とする英語の科目群です。

2 修了に必要な単位数

〔理論経済学専攻・応用経済学専攻〕 =共通=

必修科目	共通選択必修科目	選択必修科目	選択科目Ⅰ	選択科目Ⅱ	選択科目Ⅲ
8単位	4単位 (2科目)	4単位 (2科目)			
30 単位					

- (1) 必修科目は「論文演習」と「論文」、合計 8 単位を履修する。
- (2) 共通選択必修科目は、2 科目 4 単位を選択履修する。
- (3) 選択必修科目は、所属コースから 2 科目 4 単位を選択履修する。
- (4) 以上の 3 つの要件を全て満たした上で、合計 30 単位を修得する。

3 他研究科開講科目の履修について

本学他研究科が開講する科目のうち、他研究科生の聴講が認められている科目を登録履修することができます。他研究科の科目を履修し、取得した単位は 12 単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます。例外として、①GRM 科目、および②ALA 科目群のうちの GRM 科目・Community5.0 科目は修了に必要な単位数に算入できません。

4 関西4大学大学院学生の単位互換について

本学は、関西大学、関西学院大学、立命館大学との間で、大学院生の単位互換に関する協定を結んでいます。この協定にもとづいて他大学の大学院科目を履修し、取得した単位は、15 単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます（※）。希望する場合は、指導教授と相談のうえ、所定の手続を行ってください。ただし、これらの科目は、登録の取消しや履修中止ができません。また、先方の大学の事情で履修が認められないこともありますので注意してください。

5 外国の大学院への留学について

同志社大学が開設している交換留学制度を利用して、外国の大学院に留学することができます。この制度にもとづいて他大学の大学院科目を履修し、取得した単位は、15 単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます（※）。希望する場合は、指導教授と相談のうえ、所定の手続を行ってください。

6 入学前取得単位の認定について

本研究科入学前に大学大学院で取得した単位は、研究科委員会が了承した場合、15 単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます（※）。希望する場合は、今出川教務センター（経済学研究科）に申し出てください。

なお、入学前取得単位として 10 単位以上の認定を受け、かつ認定科目で共通選択必修科目の修了要件を満たす場合は、1 年を超えない範囲で在学したものとみなすことがあります。希望する場合は、今出川教務センター（経済学研究科）に申し出てください。



※修了に必要な単位数に算入できる単位数の上限について

関西 4 大学大学院単位互換科目の単位、外国の大学院に留学して認定される単位、入学前に他大学の大学院で取得した単位は、あわせて 20 単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます。

◆理論経済学専攻◆

登録コード 科目 科目 クラス	科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
〔必修科目〕 8 単位履修すること										
30403001	論文演習 I			4	全教員	春または秋	2	2~	不可	クラスコード表参照
30403002	論文演習 II			4	全教員	秋または春	2	2~	不可	クラスコード表参照 「論文演習 I」の単位を修得済の者のみ履修可
30403003	論文							2~		「論文演習 II」とセットで登録すること
〔共通選択必修科目〕 2科目4単位以上履修すること（全コース共通）										
30403101	基礎ミクロ経済学		★	2	佐藤 敦祐	春	2	1~	可	
30403102	基礎マクロ経済学		★	2	荒渡 良	春	2	1~	可	
30403103	基礎計量経済学		★	2	八木 匡	春	2	1~	可	
30403104	経済史		★	2	菅 一城	春	2	1~	可	
30403105	経済学史			2	西岡 幹雄	春	2	1~	可	
30403106	政治経済学		★	2	大野 隆	春	2	1~	可	
30403107	経済政策		★	2	東 良彰	春	2	1~	可	
30403108	公共経済学			2	原田 祐夫	春	2	1~	可	
30403109	資源環境経済学			2	三俣 学	春	2	1~	可	
30403110	文化経済学		★	2	河島 伸子	春	2	1~	可	
30403111	行動経済学			2	大垣 昌夫	春	2	1~	可	
30403112	社会政策		★	2	山森 亮	春	2	1~	可	
30403113	001 基礎情報システム学①			2	宮崎 耕	春	2	1~	可	テレビ講義(京田辺校地)
30403113	051 基礎情報システム学⑤			2	宮崎 耕	春	2	1~	可	今出川校地
〔選択必修科目〕 所属専攻にある1つのコースから、2科目4単位以上履修すること										
理論分析コース										
30413001	ミクロ経済理論		★	2	本領 崇一	秋	2	1~	可	
30413002	マクロ経済理論		★	2	荒渡 良	秋	2	1~	可	
30413003	計量経済理論			2	西山 慶彦	春	2	1~	可	
30413004	計量経済実習 1		★	2	岩澤 政宗	春	2	1~	可	
30413005	計量経済実習 2		★	2	岩澤 政宗	秋	2	1~	可	
30413006	数理経済学			2	茂見 岳志	春	2	1~	可	
30413007	国際貿易論 1		★	2	山本 和博	春	2	1~	可	
30413008	国際貿易論 2			2	山本 和博	秋	2	1~	可	
30413009	国際マクロ経済学			2	柴田 章久	春	2	1~	可	
30413010	経済解析			2	平田 大祐	秋	2	1~	可	
30413013	【理】特講 I (上級マクロ経済理論 1)		★	2	柴田 章久	春	2	1~	可	
30413014	【理】特講 I (上級マクロ経済理論 2)			2	柴田 章久	秋	2	1~	可	
30413020	【理】特講 I (行動経済学と共同体メカニズム 1)			2	大垣 昌夫	春	2	1~	可	
30413101	054 【理】特講 I (アカデミックリテラシー) ④			2	岩澤 政宗	秋	2	1~	不可	担当者の「論文演習 I」を登録する者のみ履修可
	【理】特講 II			4	〔本年度休講〕			1~		

登録コード 科目 クラス	科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当 年次	聴講 区分	備考
政治経済学・経済史コース										
30414001	欧米経済史			2	角井 正幸	春	2	1~	可	
30414002	アジア経済史			2	横井 和彦	春	2	1~	可	
30414003	日本経済史			2	奥田 以在	秋	2	1~	可	
30414004	比較社会経済			2	福岡 正章	秋	2	1~	可	
30414005	開発経済	★	2	手島 健介	秋	2	2~	可	2024年度以前生対象	
30414006	国際政治経済学		2	小野塚 佳光	春	集中	1~	可		
30414007	政治経済理論		2	谷村 智輝	秋	2	1~	可		
30414008	経済思想史	★	2	西岡 幹雄	秋	2	1~	可		
30414009	制度分析		4	〔本年度休講〕			1~			
	【理】特講Ⅰ		2	〔本年度休講〕			1~			
	【理】特講Ⅱ		4	〔本年度休講〕			1~			
〔選択科目Ⅰ〕										
30410101	【理】コンテンポラリー・スタディーズⅠ		2	〔本年度休講〕			1~			
	【理】コンテンポラリー・スタディーズⅡ		4	〔本年度休講〕			1~			
30420101	002 【応】コンテンポラリー・スタディーズⅠ	経済地理	★ 2	Tamara Litvinenko	秋	2	1~	可		
	【応】コンテンポラリー・スタディーズⅡ		4	〔本年度休講〕			1~			
〔選択科目Ⅱ〕										
30422001	日本経済		2	北坂 真一	春	2	1~	可		
30422002	金融		2	北坂 真一	秋	2	1~	可		
30422003	国際金融		2	久保 徳次郎	秋	2	1~	可		
30422004	ファイナンス		2	新関 三希代	秋	2	1~	可		
30422005	経済政策論		2	西垣 泰幸	秋	2	1~	可		
30422006	応用ミクロ経済分析	★ 2	和田 美憲	春	2	1~	可			
30422007	応用マクロ経済分析		2	北川 雅章	秋	2	1~	可		
30422008	労働経済		2	宮本 大	春	2	1~	可		
30422009	地域経済		2	小藤 弘樹	春	2	1~	可		
30422010	交通経済		2	水谷 淳	春	2	1~	不可	遠隔授業	
30422011	企業経済		2	竹廣 良司	春	2	1~	可		
30422012	産業経済		2	小林 千春	春	2	1~	可		
30422021	開発経済	★ 2	手島 健介	秋	2	1	可	2025年度生対象		
30422016	【応】特講Ⅰ（応用情報システムⅣ）		2	久保 徳次郎	秋	2	1~	可		
30422022	【応】特講Ⅰ（実証分析：自然実験的アプローチ）	★ 2	手島 健介	春	2	1~	可			
30423001	コンテンツ産業論		2	太下 義之	春	集中	1~	可		
30423002	文化政策論		2	〔本年度休講〕			1~			
30423003	創造都市論		2	竹谷 多賀子	春	2	1~	可		
30423004	家族の経済学	★ 2	宮澤 和俊	春	2	1~	可			
30423005	教育の経済学		2	四谷 晃一	春	2	1~	可		
30423006	格差社会論		2	八木 匠	秋	2	1~	可		
30423007	ワークライフバランス論		2	川口 章	春	2	1~	不可		
30423008	コミュニティの経済学		2	〔本年度休講〕			1~			
30423009	001 エコロジー経済学①	生態学・熱力学・経済学等の統合	★ 2	和田 喜彦	秋	2	1~	可		
30423009	002 エコロジー経済学②	エントロピーとエネルギー	2	石田 葉月	春	2	1~	可		
30423010	社会保障論		2	船橋 恒裕	春	2	1~	可		
30423011	I Tソリューションズ		2	法雲 俊栄	春	2	1~	可		

登録コード		科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス										
30423012		インフォメーションシステムズ			2	久保 徳次郎	秋	2	1~	可	
30423101	019	【応】特講 I (アカデミックリテラシー) ⑯			2	宮澤 和俊	秋	2	1~	不可	担当者の「論文演習I」を登録する者のみ履修可
		【応】特講 II			4	[本年度休講]			1~		

〔選択科目III〕

30403701		英語 (アカデミックライティング)			2	Shaun Gates	春	2	1~	不可	
30403702		英語 (リーディング)			2	Shaun Gates	秋	2	1~	不可	
30403703		英語 (プレゼンテーション)			2	Shaun Gates	春	2	1~	不可	
30403704		英語 (ディスカッション)			2	Shaun Gates	秋	2	1~	不可	

- 注) 1. 「P S E (Professional Studies in English) 科目」とは、英語でのコミュニケーション能力を養成するため、経済学の講義の中に英語の要素を取り入れた科目である。
 詳細は各科目のシラバスを参照のこと。
2. エコノミクス・ワークショップ・アドバンスト (E.W.A) は経済学部3年次生以上で一定の条件を満たした者が履修することができる。
3. 2024年度に学部奨励学生であった者は、2年次以降に配当されている科目を1年次から履修することができる。
4. 2024年度に学部奨励学生であった者は、1年次に「論文」を登録して提出することができる。

◆応用経済学専攻◆

登録コード 科目 科目 クラス	科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
〔必修科目〕 8 単位履修すること										
30403001	論文演習 I			4	全教員	春または秋	2	2～	不可	クラスコード表参照
30403002	論文演習 II			4	全教員	秋または春	2	2～	不可	クラスコード表参照 「論文演習 I」の単位を修得済の者のみ履修可
30403003	論文							2～		「論文演習 II」とセットで登録すること
〔共通選択必修科目〕 2科目 4 単位以上履修すること（全コース共通）										
30403101	基礎ミクロ経済学		★	2	佐藤 敦絵	春	2	1～	可	
30403102	基礎マクロ経済学		★	2	荒渡 良	春	2	1～	可	
30403103	基礎計量経済学		★	2	八木 匠	春	2	1～	可	
30403104	経済史		★	2	菅 一城	春	2	1～	可	
30403105	経済学史			2	西岡 幹雄	春	2	1～	可	
30403106	政治経済学		★	2	大野 隆	春	2	1～	可	
30403107	経済政策		★	2	東 良彰	春	2	1～	可	
30403108	公共経済学			2	原田 穎夫	春	2	1～	可	
30403109	資源環境経済学			2	三俣 学	春	2	1～	可	
30403110	文化経済学		★	2	河島 伸子	春	2	1～	可	
30403111	行動経済学			2	大垣 昌夫	春	2	1～	可	
30403112	社会政策		★	2	山森 亮	春	2	1～	可	
30403113	001 基礎情報システム学①			2	宮崎 耕	春	2	1～	可	テレビ講義 (京田辺校地)
30403113	051 基礎情報システム学⑤			2	宮崎 耕	春	2	1～	可	今出川校地
〔選択必修科目〕 所属専攻にある1つのコースから、2科目 4 単位以上履修すること										
アプライド・エコノミクスコース										
30422001	日本経済			2	北坂 真一	春	2	1～	可	
30422002	金融			2	北坂 真一	秋	2	1～	可	
30422003	国際金融			2	久保 徳次郎	秋	2	1～	可	
30422004	ファイナンス			2	新関 三希代	秋	2	1～	可	
30422005	経済政策論			2	西垣 泰幸	秋	2	1～	可	
30422006	応用ミクロ経済分析		★	2	和田 美憲	春	2	1～	可	
30422007	応用マクロ経済分析			2	北川 雅章	秋	2	1～	可	
30422008	労働経済			2	宮本 大	春	2	1～	可	
30422009	地域経済			2	小藤 弘樹	春	2	1～	可	
30422010	交通経済			2	水谷 淳	春	2	1～	不可	遠隔授業
30422011	企業経済			2	竹廣 良司	春	2	1～	可	
30422012	産業経済			2	小林 千春	春	2	1～	可	
30422021	開発経済		★	2	手島 健介	秋	2	1	可	2025年度生対象
30422016	【応】特講 I (応用情報システム 4)			2	久保 徳次郎	秋	2	1～	可	
30422022	【応】特講 I (実証分析：自然実験的アプローチ)		★	2	手島 健介	春	2	1～	可	
	【応】特講 II			4	〔本年度休講〕			1～		

登録コード 科目 クラス	科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
クリエイティブ・エコノミーコース										
30423001	コンテンツ産業論			2	太下 義之	春	集中	1~	可	
30423002	文化政策論			2	〔本年度休講〕			1~		
30423003	創造都市論			2	竹谷 多賀子	春	2	1~	可	
30423004	家族の経済学		★	2	宮澤 和俊	春	2	1~	可	
30423005	教育の経済学			2	四谷 晃一	春	2	1~	可	
30423006	格差社会論			2	八木 匠	秋	2	1~	可	
30423007	ワークライフバランス論			2	川口 章	春	2	1~	不可	
30423008	コミュニティの経済学			2	〔本年度休講〕			1~		
30423009	001 エコロジー経済学①	生態学・熱力学・経済学等の統合	★	2	和田 喜彦	秋	2	1~	可	
30423009	002 エコロジー経済学②	エントロピーとエネルギー		2	石田 葉月	春	2	1~	可	
30423010	社会保障論			2	船橋 恒裕	春	2	1~	可	
30423011	I Tソリューションズ			2	法雲 俊栄	春	2	1~	可	
30423012	インフォメーションシステムズ			2	久保 徳次郎	秋	2	1~	可	
30423101	019 【応】特講 I (アカデミックリテラシー) ⑯			2	宮澤 和俊	秋	2	1~	不可	担当者の「論文演習I」を登録する者のみ履修可
	【応】特講 I			2	〔本年度休講〕			1~		
	【応】特講 II			4	〔本年度休講〕			1~		
〔選択科目Ⅰ〕										
30410101	【理】コンテンポラリー・スタディーズ I			2	〔本年度休講〕			1~		
	【理】コンテンポラリー・スタディーズ II			4	〔本年度休講〕			1~		
30420101	002 【応】コンテンポラリー・スタディーズ I	経済地理	★	2	Tamara Litvinenko	秋	2	1~	可	
	【応】コンテンポラリー・スタディーズ II			4	〔本年度休講〕			1~		
〔選択科目Ⅱ〕										
30413001	ミクロ経済理論		★	2	本領 崇一	秋	2	1~	可	
30413002	マクロ経済理論		★	2	荒渡 良	秋	2	1~	可	
30413003	計量経済理論			2	西山 慶彦	春	2	1~	可	
30413004	計量経済実習 1		★	2	岩澤 政宗	春	2	1~	可	
30413005	計量経済実習 2		★	2	岩澤 政宗	秋	2	1~	可	
30413006	数理経済学			2	茂見 岳志	春	2	1~	可	
30413007	国際貿易論 1		★	2	山本 和博	春	2	1~	可	
30413008	国際貿易論 2			2	山本 和博	秋	2	1~	可	
30413009	国際マクロ経済学			2	柴田 章久	春	2	1~	可	
30413010	経済解析			2	平田 大祐	秋	2	1~	可	
30413013	【理】特講 I (上級マクロ経済理論 1)		★	2	柴田 章久	春	2	1~	可	
30413014	【理】特講 I (上級マクロ経済理論 2)			2	柴田 章久	秋	2	1~	可	
30413020	【理】特講 I (行動経済学と共同体メカニズム 1)			2	大垣 昌夫	春	2	1~	可	
30413101	054 【理】特講 I (アカデミックリテラシー) ⑮			2	岩澤 政宗	秋	2	1~	不可	担当者の「論文演習I」を登録する者のみ履修可
30414001	欧米経済史			2	角井 正幸	春	2	1~	可	
30414002	アジア経済史			2	横井 和彦	春	2	1~	可	
30414003	日本経済史			2	奥田 以在	秋	2	1~	可	
30414004	比較社会経済			2	福岡 正章	秋	2	1~	可	
30414005	開発経済		★	2	手島 健介	秋	2	2~	可	2024年度以前生対象
30414006	国際政治経済学			2	小野塚 佳光	春	集中	1~	可	

登録コード		科目名・クラス	サブタイトル	PSE 科目	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス										
30414007		政治経済理論			2	谷村 智輝	秋	2	1~	可	
30414008		経済思想史		★	2	西岡 幹雄	秋	2	1~	可	
30414009		制度分析			4	[本年度休講]			1~		

〔選択科目III〕											
30403701		英語（アカデミックライティング）			2	Shaun Gates	春	2	1~	不可	
30403702		英語（リーディング）			2	Shaun Gates	秋	2	1~	不可	
30403703		英語（プレゼンテーション）			2	Shaun Gates	春	2	1~	不可	
30403704		英語（ディスカッション）			2	Shaun Gates	秋	2	1~	不可	

注) 1. 「P S E (Professional Studies in English) 科目」とは、英語でのコミュニケーション能力を養成するため、経済学の講義の中に英語の要素を取り入れた科目である。

詳細は各科目のシラバスを参照のこと。

2. エコノミクス・ワークショップ・アドバンスト (E.W.A) は経済学部3年次生以上で一定の条件を満たした者が履修することができる。
3. 2024年度に学部奨励学生であった者は、2年次以降に配当されている科目を1年次から履修することができる。
4. 2024年度に学部奨励学生であった者は、1年次に「論文」を登録して提出することができる。

「論文」および「論文演習Ⅱ」 ～登録・履修上の注意～

1. 単位数と成績評価について

- 「論文」と「論文演習Ⅱ」の単位と評価は次のとおりです。

	単位	評価
「論文」	なし	P (合格) または F (不合格)
「論文演習Ⅱ」	4 単位	G P A 評価

- 「論文」と「論文演習Ⅱ」は、それぞれ独立して評価が得られます。

<事例>

- ・「論文」を登録した学期に修士論文が提出できなかった（※「論文」の評価は“F”）が「論文演習Ⅱ」の評価は合格評価（※G P AがC以上）となる場合があります。
- ・修士論文を提出した結果、合格評価に達しなかった（※「論文」の評価は“F”）が「論文演習Ⅱ」の評価は合格評価（※G P AがC以上）となる場合があります。

2. 科目登録について

- 修了年度の、修士論文の提出を予定している学期には、「論文」と「論文演習Ⅱ」を必ずセットで登録します。

■注意■

上に示された<事例>のように、「論文演習Ⅱ」で合格評価を得ているが、「論文」の評価が“P”を得ていない場合でも、「論文」を再度履修する場合は必ず「論文演習Ⅱ」をセットで登録します。この時、「論文演習Ⅱ」の評価は最初に得た評価（※A+～C）のままで、新たな「論文演習Ⅱ」の評価・単位が加算されることはありません。

◆ 「論文演習Ⅰ・Ⅱ」担当者クラス・コード表 ◆

コード	担当者	コード	担当者	コード	担当者	コード	担当者
021 (121)	新関 三希代	024 (124)	西岡 幹雄	036 (136)	和田 喜彦	040 (140)	横井 和彦
045 (145)	宮本 大	058 (158)	大垣 昌夫	059 (159)	山本 和博		

※ () 内については、「論文演習Ⅰ」の秋学期クラスおよび「論文演習Ⅱ」の春学期クラスを履修する者のクラス・コードである。

研究指導・論文作成など

前期課程

修士の学位を得るために、博士課程の前期課程に2年以上在学（＊）し、所定の単位を修得すると共に、必要な研究指導を受けたうえで学位論文を提出し、最終試験に合格しなければなりません。

本研究科では、「修士論文」または「修了論文」（※この章では「論文」と表記します）を学位論文として定め、論文提出の年度には、所定の審査手続を経ることが必要です。この章では、手続について大まかにご紹介します。なお、それぞれの手続についての詳細は、その都度、経済学研究科掲示板や経済学研究科HPなどでお知らせします。

（＊）研究科委員会が特に優れた業績をあげたと認めた場合、1年以上の在学で要件を満たしたものと見なされる場合があります。

論文の登録と認定について～「修士論文」と「修了論文」～

提出した論文は、「修士論文」として審査を受けるか、「修了論文」として審査を受けるかを選択することができます。

「修士論文」として認定を受ける場合は、論文審査のほか口述試験に合格することが必要です。

「修了論文」は、論文審査に合格すれば「特定の課題についての研究成果」として認定を受けることができます。

なお、「修士論文」としての認定を希望したにも関わらず、論文審査ならびに口述試験の結果、修士論文としては不合格であるが、修了論文としては合格と認められる場合があります。この場合、「論文取下願」を提出している者について、次年度以降に改めて論文提出を行うこともできます。

論文の書式・提出要領

○書式・提出要領

・日本語論文の場合

本文一文字：原則として24,000字以上40,000字以内。巻末の参考文献目録・付図・付表・付録は原則として論文の制限枚数に含めない。ただし、本文中の図表については制限字数に含める。

用紙：A4判紙、フォントは10.5ポイント、1ページ1,200字（40字×30行）、両面印刷

梗概—上記の用紙を用い、2,000字程度にまとめたもの。

・英語論文の場合

指導教員に相談のうえ、日本語で執筆する場合に準じて作成すること。また、英語による論文作成希望者は中間報告書提出時に申し出のうえ、題目を英語で提出すること。

本文一語数：原則として9,600語以上16,000語以内。

用紙：A4判用紙、フォントは11ポイント、1ページ半角80字×25行、両面印刷

梗概—上記の用紙を用い、800語程度にまとめたもの。

・共通

巻末の参考文献目録、付図、付表等は原則として論文の制限枚数に算入しない。ただし本文中の図表については制限字数に算入する。

論文は黒色厚表紙に紐で綴じ、参考文献目録、梗概、および提出者の写真を添付すること。部数は論文4部、梗概4部なお、論文は大学院において製本・保管・所蔵（閲覧に供する）する。製本に要する費用は自己負担とし、製本された論文1部を提出者に返却する。

●後期課程への進学について

当研究科後期課程への進学を希望する者で、英語（アカデミックライティング・リーディング・プレゼンテーション・ディスカッション）の2科目4単位以上を修得または修得見込みで、修士論文の評価がA評価の者は、入学試験の英語の試験を免除します。詳細は、「大学院経済学研究科／後期課程入試要項」を参照してください。

●単位修得者の学費減免について

「博士課程の前期課程または修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から授業料及び教育充実費を半額とする。」と定められています。但し、減免を受ける者は、「論文」および「論文演習II」以外の科目を登録することはできません。詳細は、「大学院学則」を参照してください。

学部奨励学生、入学前単位認定によって在学期間の短縮を許可された学生の論文提出について

学部奨励学生から本研究科へ進学した者および、入学前単位認定によって在学期間の短縮を許可された学生（以降、単位認定学生という）は、3、4セメスターに設置されている科目を1年次に登録して履修することができます。「論文演習I・II」については、学部奨励学生は学部4年次の7月に論文演習担当者と面談のうえで「論文演習登録内諾書」を提出し、1年次に履修することができます。単位認定学生は、入学前に「指導教員希望届」を提出する必要があります。入学後に指導教員が決まらないという事が起きないよう、希望届提出前に希望教員の内諾を取得しておいてください。

同様に「論文」も1年次に登録し、提出することができます。（この場合、2年次のスケジュールを1年次に読み替えてください。）

博士課程（前期課程）修了までのスケジュール

博士課程（前期課程）入学から修了までの全体的なスケジュールは以下のとおりです。

（2年間在籍し、3月に修了する場合）

2025年度の詳細なスケジュールについては、26頁（1年次生）、27頁（2年次生）を参照すること。

※9月修了希望者はスケジュールが異なるため、注意すること。⇒27頁下部

スケジュールは、2025年4月時点での予定のため、変更する可能性があります。

経済学研究科ホームページ内の「New Topics」に、最新の情報を掲載するため、随時確認すること。

⇒経済学研究科HP：<https://www.econ.doshisha.ac.jp>

経済学研究科HP



博士課程（前期課程） 理論経済学専攻・応用経済学専攻

1年次生 ⇒ 26頁参照	4月	入学式・オリエンテーション ⇒ 科目登録(DUET) 修士論文ガイダンスへの参加(必須)
	5月	
	6月	「論文演習」選考方法一覧公開
	7月	「論文演習」希望担当者との面談 「論文演習登録内諾書/修了コース選択届」提出締切(窓口)
	8月	
	9月	秋学期履修科目登録変更期間(DUET) ※「特講I（アカデミックリテラシー）」科目登録 「論文中間報告会」への参加(必須)
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	4月	「論文演習I・II」「論文」 科目登録(DUET)
2年次生 ⇒ 27頁参照	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	「論文中間報告書」提出締切(窓口) 論文中間報告(口頭発表)
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	「論文」提出締切(窓口) 口述試験
	2月	研究科委員会審査
	3月	学位論文総合審査 修了

【2025年度】1年次生 スケジュール（予定）

§ 提出が必要な書類

「論文演習内諾書/修了コース選択届」… 2025年7月25日(金)締切【窓口事務取扱時間厳守】

*提出要領等の詳細は、経済学研究科HPにて必ず確認すること(6月上旬頃より公開予定「【博士前期課程】2025年度論文演習登録について」)

経済学研究科HP:<https://www.econ.doshisha.ac.jp>



§ スケジュール

学年	日付	内容	提出先・周知方法 実施場所等	注意事項
2025年 4月		入学式(4月1日)・オリエンテーション(4月2日) 春学期履修科目登録期間 ⇒ 科目登録 修士論文ガイダンス (1年次生・学部奨励学生対象)	DUET 経済学研究科 HP・掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ●科目履修と科目登録(6~7頁) ●カリキュラムと修了要件(10~15頁) ●2025年度開講科目一覧(16~21頁) ●2025年度時間割表(経済学研究科HPに掲載) <p>併せて参考すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●修士論文の研究の意義や進め方についてアドバイスを行うことを目的に、ガイダンスを開催する。対象となる学生は、本ガイダンスへの出席が論文提出要件となるため、必ず出席すること。
5月				
6月上旬		「論文演習」選考方法一覧公開	経済学研究科 HP・掲示板	
7月10日(木)		「論文演習」希望担当者との面談 (~7月25日(金))	各教員の指定	<ul style="list-style-type: none"> ●「論文演習」選考方法一覧を確認し、自身が指導を希望する担当教員に面談を申し込み。面談後、指導教員の内諾が得られた場合は、「論文演習内諾書」に教員の署名をもらい、期日までに窓口に提出する。 ●自身が指導を希望する教員の内諾が得られないケースもある。その場合は、他の教員に面談を申し込み、内諾を得る必要があるため、余裕を持ってスケジュールを立てること。
25日(金)		「論文演習登録内諾書/修了コース選択届」 提出締切	教務センター (経済学研究科) 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●「論文演習登録内諾書」には、指導教員の署名が必要である。 締切に余裕を持って書類を準備すること。不備のある書類は受け付けない。また、期日を過ぎた書類も一切受け付けない。
8月				
9月上旬		秋学期履修科目登録変更期間 ⇒「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」の登録 ^{※1}		<p>※1「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」の登録についてを参照すること</p>
10月4日(土)		「論文中間報告会」への参加(必須)	経済学研究科 HP・掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ●論文提出予定の2年次生による中間報告会が実施される。 1年次生および学部奨励学生は参加が義務付けられているため、必ず参加すること。
11月				
12月				
2026年 1月				
2月				
3月				

※1「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」の登録について

「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」とは

⇒1年次生および学部奨励学生を対象に秋学期開講される科目で、2年次(学部奨励学生の場合は前期課程1年次)から始まる論文演習(修士論文の作成)に向け、1年次の秋学期から自身の指導教員の論文指導を受けることができる科目である。
⇒1年次生および学部奨励学生は、自身の指導教員の特講Ⅰを原則として必ず履修する。
⇒登録は、指導教員が決まった段階で大学が一括して登録する。(9月上旬頃)

注意事項

※ 特講Ⅰは2単位の科目であり、年間登録単位数の上限(7頁参照)に算入する科目である。
※ 春学期履修科目登録期間に、自身の希望する指導教員が「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」を開講しているかを必ず時間割で確認し、開講している場合は、特講Ⅰを登録するための2単位分の空きを確保し、時間割重複が生じないように注意すること。
開講していない場合は登録不要です。

※「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」と別の科目的時間割が重複していた場合、「特講Ⅰ(アカデミックリテラシー)」を優先して登録する。

削除された科目の代わりに別の科目を登録することはできないため、時間割を事前に確認しておくこと。

※ 当初希望していた指導教員の内諾が得られなかった等の理由で、時間割の重複や年間登録単位数が超過した場合でも、特別措置はない。
あらかじめ、自身の希望する指導教員の内諾が得られなかった場合についても想定しておくこと。

「論文演習」の登録について

- 論文提出を予定する学期(原則として2年次秋学期)の前の学期には「論文演習Ⅰ」を、論文提出を予定する学期には「論文」および「論文演習Ⅱ」を登録する必要がある。
- 2年次に「論文演習Ⅰ・Ⅱ」の履修を希望する者は、1年次の7月下旬に自身が希望する論文演習の担当予定者と面談したうえで、「論文演習登録内諾書」を提出しなければならない。
- 「論文演習Ⅱ」の単位を修得しながら論文を提出しなかった者、あるいは論文が不合格になつた者は、論文を提出する学期に「論文」および「論文演習Ⅱ」を再履修する。

⇒詳細は「論文」および「論文演習Ⅱ」～登録・履修上の注意～(22頁)に記載

※ 22頁に掲載のクラス・コード表は2025年度開講のものである。2025年度入学の1年次生が実際に「論文演習」を登録するのは2026年度となるため、次年度の新しい履修の手引きを登録時に必ず確認すること。

【2025年度3月修了希望者】 2年次生 スケジュール（予定）

§ 提出が必要な書類

論文中間報告 2025年9月24日(水) 17:00締切【窓口事務取扱時間厳守】

- ①論文中間報告書
- ②論文中間報告書表紙
- ③論文審査届

論文(口述試験) 2026年1月9日(金) 17:00締切【窓口事務取扱時間厳守】

- ①論文・梗概
 - ②論文審査変更届(中間報告時から変更がある場合のみ)
 - ③論文題目変更届(中間報告時から変更がある場合のみ)
 - ④口述試験受験届・論文取下願・後期課程受験希望届
- ※修士論文として審査を希望する者のみ提出。修了論文の場合は不要



※提出要領や部数等の詳細は、経済学研究科HPにて必ず確認すること(6月上旬頃より公開予定)。学位論文関連情報>【博士前期課程】修士論文・修了論文の提出について(2026年3月修了希望者) 経済学研究科HP: <https://www.econ.doshisha.ac.jp>

§ スケジュール

学年	日付	内容	提出先・周知方法 実施場所等	注意事項
	2025年 4月上旬	春学期履修科目登録期間 ⇒「論文演習Ⅰ・Ⅱ」ならびに 「論文」科目登録	DUET	<ul style="list-style-type: none"> ●「論文演習Ⅱ」は秋学期開講の科目であるが、必ず春学期の履修科目登録間に「論文演習Ⅰ」「論文」と併せて登録すること ⇒「論文」および「論文演習Ⅱ」～登録・履修上の注意～(22頁)を必ず確認すること ●科目履修と科目登録(6～7頁) ●カリキュラムと修了要件(10～15頁) ●2025年度開講科目一覧(16～21頁) ●2025年度時間割表(経済学研究科HPに掲載)
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
2 年 次 生	9月24日(水)	「論文中間報告書」提出締切 ※提出要領等の詳細は、経済学研究科HPにて確認すること(6月上旬頃より公開予定)	教務センター (経済学研究科) 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の用紙に、論文題目や論文の概要、演習担当者教員名などを記入して提出し、定められた日時に口頭発表を行う。この際、審査論文の登録(「修士論文」か「修了論文」かの選択)が求められる。 ●論文の指導は主として論文演習担当者により行われるが、他に適宜、論文テーマに関連する分野の研究アドバイザーの指導を受けることができる。他研究科の専任教員を希望することも可能である。 ●研究アドバイザーは指導教員の承認を得て、中間報告書提出の際に届け出る。 ●所定期日までに提出された論文題目、研究アドバイザー、論文審査登録届にしたがって、中間報告までに研究科委員会において主査・副査を決定する。修士論文は主査1名・副査2名、修了論文は主査1名・副査1～2名で論文審査を行う。
	10月4日(土)	論文中間報告(口頭発表)	実施教室等は 後日指定	<ul style="list-style-type: none"> ●「論文」登録者には中間報告が課せられる。中間報告は、本学部・研究科に所属の教員ならびに、本研究科の在学生に公開される。
	11月			
	12月			
	2026年 1月9日(金)	「論文」提出締切 ※提出要領等の詳細は、経済学研究科HPにて確認すること(6月上旬頃より公開予定)	教務センター (経済学研究科) 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●修士論文としての審査を希望する者については、口述試験が実施される。口述試験は、本学部・研究科に所属の教員に公開される。 修士論文としての審査を希望する者は「口述試験受験届・論文取下願・後期課程受験希望届」を論文・梗概とともに提出する。 ●製本に関する費用は、論文提出時に証紙で納入しなければならない。 ●中間報告で発表した論文題目を変更する場合は「論文題目変更届」を、審査内容(「修士論文」か「修了論文」か)を変更する場合は、「論文審査変更届」を併せて提出する。
	下旬	口述試験	実施教室等は 後日指定	
	2月中旬	研究科委員会審査		
	3月5日(木)	学位論文総合審査		
	21日(土)	修了		

【2025年度 9月修了希望者】 スケジュール(予定)

学年	日付	内容
	2025年 3月21日(金)	「論文中間報告書」提出締切 ※提出要領等の詳細は、経済学研究科HPにて確認すること(2025年2月より公開中)
2 年 次 生 以 上	4月上旬	春学期履修科目登録期間 ⇒「論文演習Ⅱ」ならびに「論文」科目登録
	9日(水)	論文中間報告(口頭発表)
	5月	
	6月20日(金)	「論文」提出締切 ※提出要領等の詳細は、経済学研究科HPにて確認すること(2025年2月より公開中)
	7月上旬～中旬	口述試験 研究科委員会審査
	8月	
	9月11日(木) 27日(土)	春学期学位論文総合審査 修了

【9月修了希望者向け】 注意事項

- 提出要領や部数等の詳細は、経済学研究科HPにて公開中のため、必ず確認すること。
在学生の方へ > 研究生の方へ > 学位論文関連情報

- その他の項目(提出先・注意事項等)は、上記3月修了希望者向けの対応する部分を確認しておくこと。

※左記のスケジュールは、2025年度9月修了予定者向けのスケジュールである。
2025年度に何らかの理由で修了せず、2026年9月の修了を希望する者は、
次年度の履修の手引きに掲載される、9月修了希望者向けのスケジュールを確認すること。

経済学研究科 修士論文の審査基準

1. テーマ、研究の意義

研究目的とその必要性、学術的・社会的な意義・貢献が明確に述べられているか。

2. 研究方法

テーマ及び問題設定に対して研究方法は妥当か。分析方法、資料・データの取扱い、結果に対する考察は適切か。

3. 論文の構成

研究項目の配列、全体の構成に論理的一貫性があるか。

4. 先行研究や関連研究に関する理解

先行研究や関連研究を十分に検討し、それらが的確に理解されているか。

5. 論文の体裁

引用が適切になされているかなど、学術論文としての体裁が整っているか。

6. 独創性

テーマ、問題設定、研究方法、結論等に注目すべき独創性が認められ、学問分野への貢献が果たされているか。

経済学研究科 修了論文の審査基準

1. テーマ、研究の意義

研究目的とその必要性、学術的・社会的な意義・貢献が明確に述べられているか。

2. 研究方法

テーマ及び問題設定に対して研究方法は妥当か。分析方法、資料・データの取扱い、結果に対する考察は適切か。

3. 論文の構成

研究項目の配列、全体の構成に論理的一貫性があるか。

4. 先行研究や関連研究に関する理解

先行研究や関連研究を十分に検討し、それらが的確に理解されているか。

5. 論文の体裁

引用が適切になされているかなど、学術論文としての体裁が整っているか。

カリキュラムと修了要件

後期課程

1 カリキュラム体系

経済政策専攻

	1年次	2年次	3年次
演習科目	論文指導演習Ⅰ	論文指導演習Ⅱ	論文指導演習Ⅲ
選択研究科目	ミクロ経済学研究 経済史研究	マクロ経済学研究 政治経済学研究	数量経済分析研究 日本経済研究
論文	論文		

※この他に、「研究指導分野」と「合同演習」があります。詳細は、3.履修上の注意 1.ならびに6.を参照してください。

2 修了に必要な要件

【研究者養成コース】

設置された科目より指導教員の「論文指導演習Ⅰ・Ⅱ」(8単位)、「選択研究科目」(8単位)を含む20単位以上を修得し、博士論文の審査に合格することが必要です。

【社会人特別コース】

設置された科目より指導教員の「論文指導演習Ⅰ」(4単位)、「選択研究科目」(4単位)を含む8単位以上を修得し、博士論文の審査に合格することが必要です。

3 履修上の注意

1. 指導教員の指示により、指導教員の研究指導分野を登録して研究指導を受けます。
2. 指導教員の「論文指導演習」を登録して履修します。他の教員の「論文指導演習」も、指導教員の承認を得て、1学年に1クラスを履修することができます。なお、「論文指導演習Ⅱ」の履修は同じ教員の「論文指導演習Ⅰ」の単位を、「論文指導演習Ⅲ」の履修は同じ教員の「論文指導演習Ⅱ」の単位が修得済みでなければ登録できません。
3. 「選択研究科目」は、1学年に2科目まで履修することができます。同じ科目名で複数クラスの単位を修得することはできません。なお、履修科目の決定にあたっては、指導教員の同意を得てください。
4. 研究者養成コースの者は、1年次と2年次に指導教員の「論文指導演習」を含む8単位以上の科目を、3年次には指導教員の「論文指導演習」を含む4単位以上の科目を登録します。1学年の登録単位数の上限は12単位です。
5. 社会人特別コースの者は、1年次に指導教員の「論文指導演習」を含む8単位以上の科目を、2年次以降は指導教員の「論文指導演習」を含む4単位以上の科目を登録します。1学年の登録単位数の上限は12単位です。
6. 「合同演習」を登録し、毎年1回、秋学期期末試験終了(2026年2月9日)までに、博士論文に関する研究内容について発表してください。合同演習の実施については、本学部・研究科に所属する教員に周知します。合同演習の日時・タイトルを事前(実施2週間前まで)に、今出川教務センター(経済学研究科)に連絡してください。
7. 他研究科または他大学において修得した科目の単位は、修了に必要な単位としては認めていません。(ただし、※次頁5、6は例外)
8. 「論文」は、博士論文を提出する年度に登録してください。



指導教員の指示がある場合は、前期課程の開講科目についても登録することができます。（DUETでの登録ができないため、経済学研究科事務室での登録が必要です。）この場合、仮に前期課程の学生の登録がなくても休講とはせず、授業が開講されます。ただし、同一科目を複数回履修することはできません。

4 指導教員の申請

当研究科後期課程教員の中から、主たる指導を希望する教員（「主指導教員」）を1名「研究指導願」に記入し、今出川教務センター（経済学研究科）に提出してください。

副指導教員は、主指導教員が決定します。2名のうち、1名は本学他研究科の教員または他大学の大学院教員に依頼することができます。

5 関西4大学大学院学生の単位互換について

本学は、関西大学、関西学院大学、立命館大学との間で、大学院生の単位互換に関する協定を結んでいます。この協定にもとづいて他大学の大学院科目を履修し、取得した単位は、15単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます（※）。希望する場合は、指導教授と相談のうえ、所定の手続を行ってください。ただし、これらの科目は、登録の取消しや履修中止ができません。また、先方の大学の事情で履修が認められないこともありますので注意してください。

6 外国の大学院への留学について

同志社大学が開設している交換留学制度を利用して、外国の大学院に留学することができます。この制度にもとづいて他大学の大学院科目を履修し、取得した単位は、15単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます（※）。希望する場合は、指導教授と相談のうえ、所定の手続を行ってください。



※修了に必要な単位数に算入できる単位数の上限について

関西4大学大学院単位互換科目の単位、外国の大学院に留学して認定される単位は、あわせて20単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができます。

7 研究成果の発表について

○『経済学論叢』への投稿

後期課程の学生は、研究成果の発表の場として、経済学会が発行する『経済学論叢』への投稿が認められます。投稿を希望する場合は、指導教員の推薦を受け、編集委員会に申請します。論説の場合は、審査制度に則り審査します。

詳細は、経済学研究科事務室にお問い合わせください。

○ディスカッションペーパー

当研究科では、指導教員の推薦を受け、大学院専攻教務主任の許可を得た学生（主に、後期課程学生）を対象に、研究成果の発表の一助として、ディスカッションペーパーを発行しています。

詳細は、経済学研究科事務室にお問い合わせください。

後期課程 ◆経済政策専攻◆

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
研究指導分野									
40410020		財政政策学		(本年度休講)			1~	不可	
40410040	094	理論経済学④		茂見 岳志			1~	不可	
40410040	096	理論経済学⑥		谷村 智輝			1~	不可	
40410040	097	理論経済学⑦		山森 亮			1~	不可	
40410040	102	理論経済学⑧		大野 隆			1~	不可	
40410040	106	理論経済学⑩		大垣 昌夫			1~	不可	
40410060	070	計量経済学⑦		北坂 真一			1~	不可	
40410070	104	国際経済学⑨		手島 健介			1~	不可	
40410070	107	国際経済学⑩		山本 和博			1~	不可	
40410080	098	環境経済学⑧		石田 葉月			1~	不可	
40410080	105	環境経済学⑩		三俣 学			1~	不可	
40410090		貨幣金融論		新閑 三希代			1~	不可	
40410110		労働経済論		宮本 大			1~	不可	
40410140		企業経済論		竹廣 良司			1~	不可	
40410200		経済統計論		(本年度休講)			1~	不可	
40410220		経済学史		西岡 幹雄			1~	不可	
40410230		日本経済史		(本年度休講)			1~	不可	
40410240		中国経済史		横井 和彦			1~	不可	
40410260	095	比較社会経済史⑤		菅 一城			1~	不可	
40410260	103	比較社会経済史⑩		福岡 正章			1~	不可	
40410270		経済政策理論		東 良彰			1~	不可	
40410280		資源経済学		和田 喜彦			1~	不可	
40410290		宗教経済学		(本年度休講)			1~	不可	
40410300	061	公共経済学⑪		八木 匠			1~	不可	
40410300	079	公共経済学⑨		宮澤 和俊			1~	不可	
40410300	090	公共経済学⑩		船橋 恒裕			1~	不可	
40410310		金融政策論		北川 雅章			1~	不可	
40410320		世界経済史		(本年度休講)			1~	不可	
40410330		環境情報学		(本年度休講)			1~	不可	
40410340		地域交通論		小藤 弘樹			1~	不可	
40410350		文化経済論		河島 伸子			1~	不可	
40410360		国際政治経済学		(本年度休講)			1~	不可	
40410370		金融論		(本年度休講)			1~	不可	
40410380		国際金融論		久保 徳次郎			1~	不可	
40410390		経済情報学		宮崎 耕			1~	不可	
40410500		合同演習		全教員			1~	不可	
〔授業科目〕									
演習科目									
40410510		論文指導演習Ⅰ	4		通年	2	1	不可	クラスコード表参照
40410520		論文指導演習Ⅱ	4		通年	2	2	不可	
40410530		論文指導演習Ⅲ	4		通年	2	3	不可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
選択研究科目									
40410601	001	ミクロ経済学研究①	4	(未定)	通年	2	1~	不可	(注)
40410602	001	マクロ経済学研究①	4	大野 隆 谷村 智輝	通年	2	1~	不可	
40410603	001	数量経済分析研究①	4	(未定)	通年	2	1~	不可	
40410604	001	経済政策研究①	4	宮本 大 八木 匡	通年	2	1~	不可	
40410605	001	経済史研究①	4	(未定)	通年	2	1~	不可	
40410606	001	政治経済学研究①	4	横井 和彦 谷村 智輝	通年	2	1~	不可	
40410607	001	日本経済研究①	4	北川 雅章 八木 匡	通年	2	1~	不可	
40410608	001	世界経済研究①	4	(未定)	通年	2	1~	不可	
論文									
40410801		論文					1~	不可	

(注) 選択研究科目は、博士論文を執筆するうえで必要となる周辺領域について、深い知識を得ることを到達目標とした科目である。本科目は複数の担当者により行われ、指導教員の同意のうえ、履修する。

◆ 「論文指導演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」担当者クラス・コード表 ◆

コード	担当者	コード	担当者	コード	担当者	コード	担当者
046	西岡 幹雄	050	北川 雅章	054	宮崎 耕	055	久保 徳次郎
061	八木 匡	063	河島 伸子	070	北坂 真一	073	和田 喜彦
079	宮澤 和俊	085	新関 三希代	086	竹廣 良司	090	船橋 恒裕
092	東 良彰	093	小藤 弘樹	094	茂見 岳志	095	菅 一城
096	谷村 智輝	097	山森 亮	098	石田 葉月	099	宮本 大
101	横井 和彦	102	大野 隆	103	福岡 正章	104	手島 健介
105	三俣 学	106	大垣 昌夫	107	山本 和博		

研究指導・論文作成など

後期課程

～課程修了の認定について～

博士の学位を得るために、大学院博士課程後期課程に3年以上在学（＊）し、所定の単位を修得すると共に、必要な研究指導を受けたうえで学位論文を提出し、最終試験に合格しなければなりません。

この章では、「課程博士学位論文（※この章では「博士論文」と表記します）」提出までの審査手続について大まかにご紹介します。なお、それぞれの手続についての詳細は、その都度、経済学研究科掲示板や経済学研究科HPなどでお知らせします。

（＊）研究科委員会が特に優れた業績をあげたと認めた場合、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む）以上在学すれば足りるものと見なされる場合があります。

1 論文提出資格

【研究者養成コース】

所定の単位を修得あるいは修得見込みの3年次以上の在学生で、次の条件を満たすと、博士論文を提出することができます。

- 1) 1年次の学年末に「博士論文の構想概要と研究行程表」を提出します。提出にあたって、主指導教員1名と副指導教員2名の承認が必要です。（提出後は、研究科委員会に報告され承を得ることが必要です。）
- 2) 2年次の学年末に「博士論文の構想と現状」を提出します。提出にあたって、主指導教員1名と副指導教員2名の承認が必要です。（提出後は、研究科委員会に報告され承を得ることが必要です。）なお、3年次以降、博士論文を提出しない場合も、同様の手続きが必要です。
- 3) 「合同演習」に参加し、年1回、秋学期期末試験期間終了（2026年2月9日）までに、学会発表の内容を報告するか、あるいは博士論文に関する研究内容について報告しなければなりません。
- 4) 後期課程在学中に博士論文の内容に関連のある学会発表を2回以上（注）行わなければなりません。

（注）

- ・2回の内少なくとも1回は、全国規模の学会とする。
- ・同一の発表は、1回とカウントする。
- ・共同発表も本人の業績として認める。
- ・予備審査申請時点では、2回の内1回が予定であっても資格を満たすものとする。

【社会人特別コース】

所定の単位を修得あるいは修得見込みの3年次以上の在学生で、次の条件を満たすと、博士論文を提出することができます。

なお、優れた研究業績をあげた者は、「大学院学則」の定めにもとづいて、2年次以下でも提出が認められることがあります。

- 1) 在学中は、博士論文を提出するまで毎学年末に「博士論文の構想と現状」を提出します。提出にあたって、主指導教員1名と副指導教員2名の承認が必要です。（提出後は、研究科委員会に報告され承を得ることが必要です。）
- 2) 「合同演習」に参加し、年1回、秋学期期末試験期間終了（2026年2月9日）までに、博士論文に関する研究内容について報告しなければなりません。

博士課程（後期課程）において3年以上在学し退学した者が学位論文を提出しようとする場合は、入学年度により取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- ・2015年度以前生…所定の研究指導を終え、単位修得後退学した者は、退学日から3年未満の期間内であれば課程博士論文として提出することができます。
- ・2016年度以降生…所定の研究指導を終えている場合、論文審査在籍または再入学によって、課程博士論文として審査を受けられる場合があります。
(詳細は経済学研究科事務室に問い合わせること。)

2 博士論文の提出様式

1. 作成要領

原則として Microsoft Word を使用して、日本語もしくは英語で作成してください。ただし、英語で作成する場合には、指導教員に相談のうえ、日本語で執筆する場合に準じて作成してください。ただし、巻末の参考文献目録、付図、付表、補論等は原則として文字数に含めません。詳細については指導教員の指示を受けてください。

- ・日本語論文の場合

本文および本文中の注釈・図・表・グラフで 120,000 字程度を限度とする。

- ・英語論文の場合

本文および本文中の注釈・図・表・グラフ（本文行数換算）で 48,000 語程度を限度とする。

2. 博士学位申請論文の構成論文として共著論文を用いるための条件

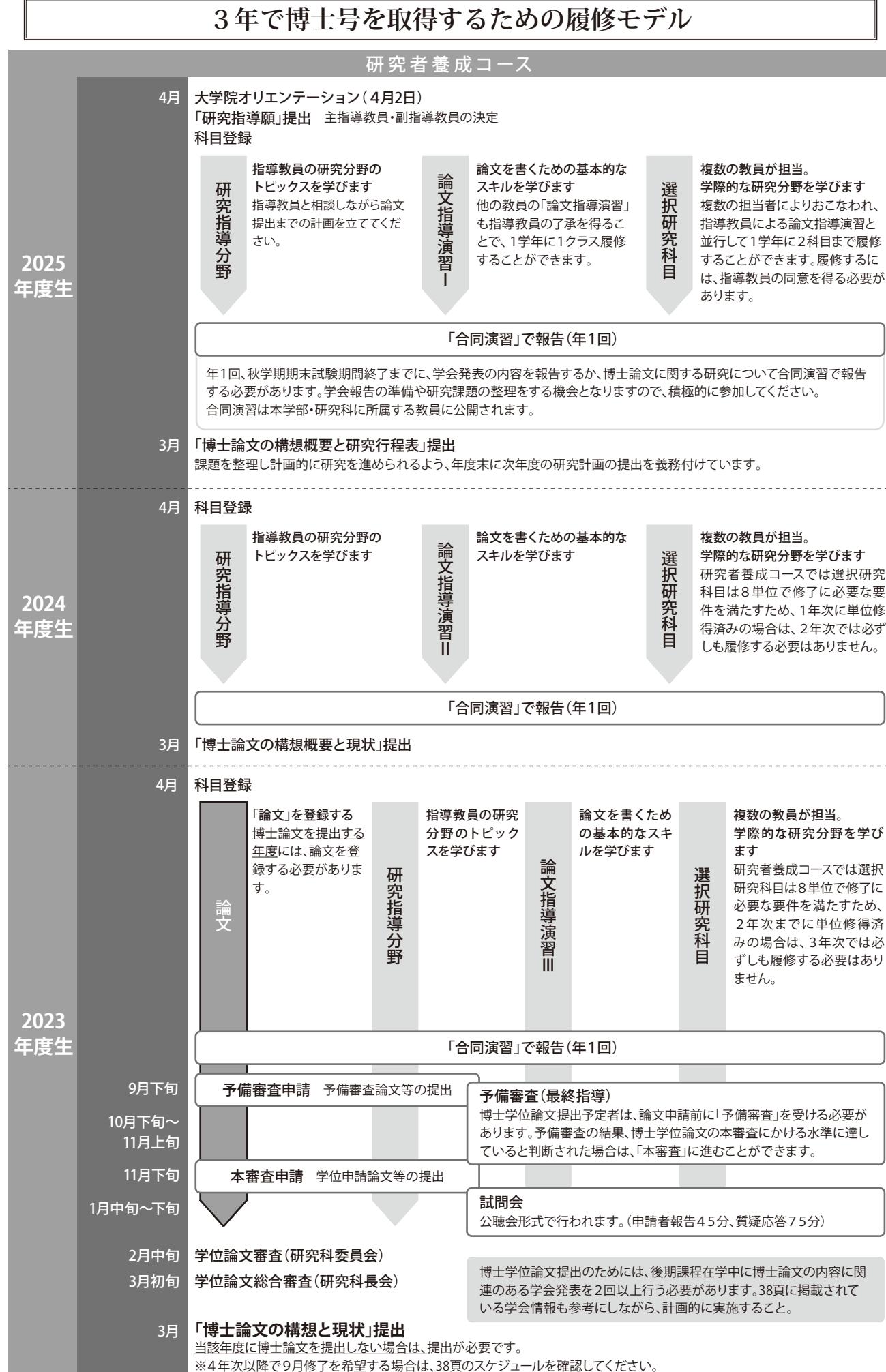
- 1) 共著者との分担関係と本人の貢献について、論文中で説明すること。
- 2) 博士学位申請論文の構成論文として用いることについて共著者の了解を得ていること。
- 3) 共著者の了承を得たことを学位申請論文の前書きに明記すること。
- 4) 本人の分担部分を中心に加筆・修正を行うこと。

3. 共著論文に関する確認

上記の条件を満たしていることの確認は、予備審査の段階で行います。予備審査委員会は、共著論文における分担関係等に不明な点がある場合は、共著者へ問い合わせを行い、文書で回答を得ることができるものとします。

詳しい作成要領については「同志社大学 経済学研究科 博士学位論文 執筆要領」を確認してください。

3年で博士号を取得するための履修モデル



3年で博士号を取得するための履修モデル

社会人特別コース

2025
年度生

4月	大学院オリエンテーション(4月2日) 「研究指導願」提出 主指導教員・副指導教員の決定 科目登録	研究指導分野 指導教員の研究分野のトピックスを学びます 指導教員と相談しながら論文提出までの計画を立ててください。	論文指導演習I 論文を書くための基本的なスキルを学びます 他の教員の「論文指導演習」も指導教員の了承を得ることで、1学年に1クラス履修することができます。	選択研究科目 複数の教員が担当。 学際的な研究分野を学びます 複数の担当者によりおこなわれ、指導教員による論文指導演習と並行して1学年に2科目まで履修することができます。履修するには、指導教員の同意を得る必要があります。
----	--------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「合同演習」で報告(年1回)

年1回、秋学期期末試験期間終了までに、学会発表の内容を報告するか、博士論文に関する研究について合同演習で報告する必要があります。学会報告の準備や研究課題の整理をする機会となりますので、積極的に参加してください。
合同演習は本学部・研究科に所属する教員に公開されます。

3月	「博士論文の構想と現状」提出 課題を整理し計画的に研究を進められるよう、年度末に次年度の研究計画の提出を義務付けています。
----	------------------------------------------------------------------

2024
年度生

4月	科目登録	研究指導分野 指導教員の研究分野のトピックスを学びます	論文指導演習II 論文を書くための基本的なスキルを学びます	選択研究科目 複数の教員が担当。 学際的な研究分野を学びます 社会人特別コースでは選択研究科目は4単位で修了に必要な要件を満たすため、1年次に単位修得済みの場合は、2年次では必ずしも履修する必要はありません。
----	------	--------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「合同演習」で報告(年1回)

3月	「博士論文の構想概要と現状」提出
----	------------------

2023
年度生

4月	科目登録	論文 「論文」を登録する 博士論文を提出する 年度には、論文を登録する必要があります。	研究指導分野 指導教員の研究分野のトピックスを学びます	論文指導演習III 論文を書くための基本的なスキルを学びます	選択研究科目 複数の教員が担当。 学際的な研究分野を学びます 社会人特別コースでは選択研究科目は4単位で修了に必要な要件を満たすため、2年次までに単位修得済みの場合は、3年次では必ずしも履修する必要はありません。
----	------	------------------------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「合同演習」で報告(年1回)

9月下旬	予備審査申請 予備審査論文等の提出	予備審査(最終指導) 博士学位論文提出予定者は、論文申請前に「予備審査」を受ける必要があります。予備審査の結果、博士学位論文の本審査にかける水準に達していると判断された場合は、「本審査」に進むことができます。
10月下旬～11月上旬	本審査申請 学位申請論文等の提出	
11月下旬	試問会 公聴会形式で行われます。(申請者報告45分、質疑応答75分)	

1月中旬～下旬	学位論文審査(研究科委員会) 学位論文総合審査(研究科長会)
2月中旬 3月初旬	「博士論文の構想と現状」提出 当該年度に博士論文を提出しない場合は、提出が必要です。 ※4年次以降で9月修了を希望する場合は、38頁のスケジュールを確認してください。

後期課程 2025 年度スケジュール（予定）

課程修了までのスケジュールは以下のとおり。期日を過ぎた提出物は一切受け付けないので注意すること。
※提出方法等詳細については、経済学研究科 HP を確認すること。

研究者養成コース / 社会人特別コース		
2025 年度生	4月1日(火)	入学式
	4月2日(水)	大学院オリエンテーション
	4月8日(火)	「研究指導願」提出締切（主査・副査の決定）
	2026年 2月9日(月)	合同演習開催期限
	3月13日(金)	研究者養成コース：「博士論文の構想概要と研究行程表」提出締切 社会人特別コース：「博士論文の構想概要と現状」提出締切
	2026年 2月9日(月)	合同演習開催期限
2023 年度生	3月13日(金)	研究者養成コース・社会人特別コース：「博士論文の構想概要と現状」提出締切
	9月22日(月)	予備審査申請締切
	10月下旬	予備審査日
	11月21日(金)	本審査申請締切
	2026年 1月中旬～下旬	試問会
	2月13日(金)	学位論文審査(研究科委員会)
	2月9日(月)	合同演習開催期限
	3月5日(木)	学位論文総合審査(研究科長会)
2022 年度 以前生	3月13日(金)	(当該年度に博士論文を提出しない場合) 研究者養成コース・社会人特別コース：「博士論文の構想概要と現状」提出締切
	2025年9月修了を希望する場合	
	2025年 3月21日(金)	予備審査申請締切
	4月中旬	予備審査日
	5月23日(金)	本審査申請締切
	7月上旬～中旬	試問会
	7月15日(火)	学位論文審査(研究科委員会)
	9月11日(木)	学位論文総合審査(研究科長会)
2026年3月修了を希望する場合		
9月22日(月)		
10月下旬		
11月21日(金)		
2026年 1月中旬～下旬		
2月9日(月)		
2月13日(金)		
3月5日(木)		

※博士の学位を授与された者は、博士論文全文について、学位授与日から 1 年以内に同志社大学学術リポジトリにおいて公表しなければならない。詳細は 41 頁を参照のこと。

【参考】学会、研究会情報

経済学研究科では、同志社大学経済学会や教員有志による研究会を定期的に開催しています。

詳細は下記 WEB サイトをご覧ください。

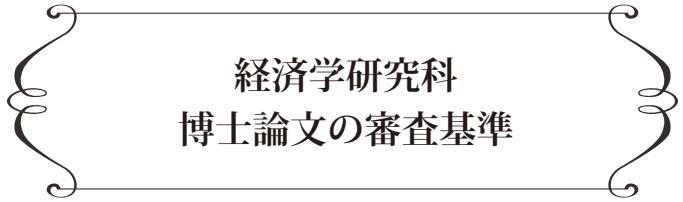
- ・同志社大学経済学会 https://www.econ.doshisha.ac.jp/academic_conference/index.html
- ・Doshisha Economics Workshop <https://sites.google.com/site/doshishaew>
- ・御所北経済セミナー <https://sites.google.com/view/gosyokita>

※研究者養成コースでは、後期課程在学中に博士論文の内容に関連のある学会発表を 2 回以上（注）行う必要があります。

上記の情報も参考にしながら、計画的に実施すること。

（注）

- ・2回のうち少なくとも1回は、全国規模の学会とする。・同一の発表は、1回とカウントする。
- ・共同発表も本人の業績として認める。・予備審査申請時点では、2回のうち1回が予定であっても資格を満たすものとする。



経済学研究科 博士論文の審査基準

1. テーマ、研究の意義

研究目的とその必要性、学術的・社会的な意義・貢献が明確に述べられているか。

2. 研究方法

テーマ及び問題設定に対して研究方法は妥当か。分析方法、資料・データの取扱い、結果に対する考察は適切か。

3. 論文の構成

研究項目の配列、全体の構成に論理的一貫性があるか。

4. 先行研究や関連研究に関する理解

先行研究や関連研究を十分に検討し、それらが的確に理解されているか。

5. 論文の体裁

引用が適切になされているかなど、学術論文としての体裁が整っているか。

6. 独創性

テーマ、問題設定、研究方法、結論等に注目すべき独創性が認められ、学問分野への貢献が果たされているか。

7. 今後の課題の把握、将来的発展性

当該研究において残された課題、将来的な発展の可能性を把握しているか。

8. 研究の量

研究の量は必要にして十分なものか。

◆ 「予備審査（最終指導）」について

予備審査は研究科長宛に申請し、主指導教員、副指導教員1～2名、本学経済学研究科以外の研究者1名を含む研究科長が指名した2～3名の合計5名で行われます。なお、予備審査は公開されません。

- 提出書類
 - 予備審査願（所定用紙） 1部
 - 予備審査論文 6部
- 論文の内訳
 - (1) 論文主旨（論文要旨とは異なる論文のねらいを記載）2,000字以内
 - (2) 構成論文目録（所定用紙）（構成論文名、既発表掲載誌、レフェリーの有無、学会発表報告の有無を記載する）
 - (3) 論文本文（原則として、ワードプロセッサで作成し、A4版用紙に両面印刷し、仮製本したもの）

◆ 「審査」および閲覧について

本審査は、大学長宛に申請し、主査1名、副査2名の合計3名で行われます。

※申請された論文は1ヶ月間の閲覧期間が設けられます。

- 提出書類
 - 学位申請論文 5部（申請用3部、閲覧用2部）
 - ※論文は仮製本したものを提出すること。
 - 論文要旨（所定様式）(4,000字以内) 3部
 - 学位論文審査願（所定用紙） 2部
 - 履歴書（所定用紙） 2部
 - 研究業績一覧表（所定用紙） 2部
 - 論文目録（所定用紙） 2部
 - 写真（所定様式） 1葉
 - 論文要旨・論文全文を保存した
電子データ（PDF） 1個（CD-R）※返却はしない
 - 参考論文 各3部

※博士論文審査終了後、上製本（黒表紙、金色印字）しますので、論文提出前に「経済学研究科博論製本代14,190円」(4,730円×3冊分)の証紙を、学内の証明書発行機で購入・提出してください。

※製本済みの論文は、①同志社大学図書館 ②本学の所管部課（学事課）③経済学研究科に各1部ずつ保管します。

◆ 「試問会」について

原則として、申請後半年以内に試問会〔2時間（申請者報告45分、質疑応答75分）〕が行われます。

試問会は、本研究科・学部に所属の教員と本研究科の在学生に公開されます。

4 博士論文の公表

2013年度より、「博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。」と定められています。詳細は、次頁ならびに「同志社大学学位規程」を参照してください。

5 所定の単位修得者の学費減免

「博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から授業料および教育充実費を半額とし、実験実習料は納入を要しない。」と定められています。詳細は、「大学院学則」を参照してください。

～博士学位論文の公表および公表に係る手続きについて～

●博士論文全文の公表について

1. 博士論文の全文の公表

博士の学位を授与された者は、博士論文全文について、学位授与日から1年以内に同志社大学学術リポジトリにおいて公表しなければならない。ただし、博士学位を授与される前に既に公表した場合は、この限りでない。

2. 博士論文の内容を要約したもののが公表

博士の学位を授与された者が、全文を公表することができないやむを得ない事由があると申し出、研究科教授会または研究科委員会が承認した場合は、博士論文全文に代えてその内容を要約したものを、同志社大学学術リポジトリにおいて公表しなければならない。この場合においても、本学は、当該博士論文の全文を図書館において閲覧に供する。

3. やむを得ない事由について

- ・博士論文に立体形状による表現を含む場合
- ・著作権保護や個人情報保護に係る制約がある場合
- ・出版による公表又は公表を予定している場合
- ・特許を申請又は申請を予定している場合
- ・掲載ジャーナルからの制約がある場合
- ・その他、研究科教授会または研究科委員会が認めた場合

4. 国立国会図書館へのデータ送付および利用

同志社大学学術リポジトリにおいて公表された博士論文については、当該博士論文に係る電子データを国立国会図書館に送付するとともに、同館においてインターネットを利用して公開される。

●博士論文公表に係る提出書類・電子データおよび提出数

- (1) 同志社大学博士論文のインターネット公開同意書（様式所定）1部
- (2) 論文全文（電子データ）1個（CD-R）
- (3) (やむを得ない事由により博士論文全文を非公開とする場合)
論文要約（電子データ）1個（CD-R）
- (4) 学術リポジトリ内容記述シート（電子データ）1個（CD-R）

	全文を公開する場合	全文を非公開とする場合
インターネット公開同意書	○	○
論文全文（電子データ）	○	○ ^{※1}
論文の要約（電子データ）	×	○ ^{※2}
学術リポジトリ内容記述シート（電子データ）	○	○

※1 国立国会図書館提出用

※2 学術リポジトリ登録用

●手続き

上記書類・電子データを学位授与から3ヶ月以内に経済学研究科事務室に提出すること。

●注意事項

1. 博士論文全文（電子データ）について

- ・論文の全内容を1つのファイルにまとめること。（学術リポジトリの公開や国立国会図書館からのデータ収集の関係上、提出後にファイルを分割する場合がある。）また1個のCD-Rに上記、電子データを格納すること。なお、提出されたCD-Rは、返却しない。
- ・ファイル形式はテキスト情報つきのPDFとすること。ファイル名については、学位記番号をファイル名にして作成すること。
〔例〕甲001_全文.pdf 甲001_要約.pdf
- ・フォーマットはPDFバージョン1.5以上とすること。
- ・外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと。
- ・PDFファイルにはパスワードや暗号化、印刷制限等の設定を行わないこと。
- ・提出時の詳細は学術リポジトリホームページ「リポジトリへの登録手続き」を参照のこと。

2. 同志社大学博士論文のインターネット公開同意書について

- ・公開にあたっては、論文内に引用されている資料等について、インターネットの利用による公表を前提とした著作権処理をおこなうこと。
- ・「やむを得ない事由」がなくなった場合は、速やかに経済学研究科事務室へ申し出のうえ、博士論文全文を公表すること。

3. 学術リポジトリ内容記述シートについて

- ・提出ファイルおよび書き方は、学術リポジトリホームページ「リポジトリへの登録手続き」を参照のこと。
- ・内容記述シートのファイル名は、学位記番号をファイル名にして作成すること。〔例〕甲001_内容記述.xls

<学術リポジトリホームページ「リポジトリへの登録手続き」>

<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/>

研究活動・学生生活

2025 年度 履修の手引き



学生IDと学生証

1 学生ID

大学院生には、次の体系で学生IDが付与されます。各自に付与された学生IDは在籍する期間を通じて変わりません。

学生ID(10ケタ)

- 身分〔1：一般学生、2：特別学生、4：聴講生〕（1ケタ）
- 課程〔3：前期課程、4：後期課程〕（1ケタ）
- 所属研究科〔経済学研究科は“04”〕（2ケタ）
- 入学年度（2ケタ）
- 学籍番号（4ケタ）

2 学生証

学生証は、同志社大学大学院生として、各自の身分を証明するものです。他人への貸与や譲渡は禁止されています。学生証は各種試験の受験の際や履修科目の登録、各種証明書の申請、図書室の利用などさまざまな場面で提示が求められます。常に携帯し、汚損したり紛失したりすることのないよう注意してください。課程修了や退学、除籍の場合、学生証は直ちに返却しなければなりません。

【学生証の再交付】

学生証を紛失した場合は、直ちに最寄りの警察署に届け出るとともに、速やかに今出川教務センター（経済学研究科）へ届け出て、再交付を受けてください。（再交付料 2,000円）

3 通学定期券の購入方法

通学定期券を購入するには「学生証」および「通学証明書」が必要です。

直接、交通機関の発売窓口で学生証・通学証明書を提示して申請してください。

通学区間の変更は、現住所を変更した場合と同区間に併設されている他の交通機関に変更して利用する場合に限ります。

【通学証明書】

定期乗車券を購入する際に必要です。通学証明書は毎年新しいものを交付します。

【学生割引証（学割）発行について】

学割証自動発行機で発行しています。発行時には学生証が必要です。（割引率は2割です。1年間に10枚を限度に発行します。有効期限は3ヶ月です。）

学生割引証は申請者以外の者が使用することはできません。他人に渡して使用させたり、他人から譲り受けた場合、学生割引証の不正使用とみなされ、追徴金が課せられ、以後の発行が停止されることがあります。

経済学研究科事務室の案内

教務係 [TEL : 075-251-3521] の窓口取扱業務

- ・科目登録や履修手続、講義受講に関すること
- ・試験や成績に関すること
- ・奨学金や留学に関すること
- ・論文提出や指導教員・演習担当者に関すること
- ・入学、退学、休学、再入学、住所変更、改姓名などの申請に関すること
- ・入学試験や学生証、各種証明書の発行に関すること
- ・T A ・ R A に関すること
- ・構内残留届などの申請に関すること

窓口事務取扱時間

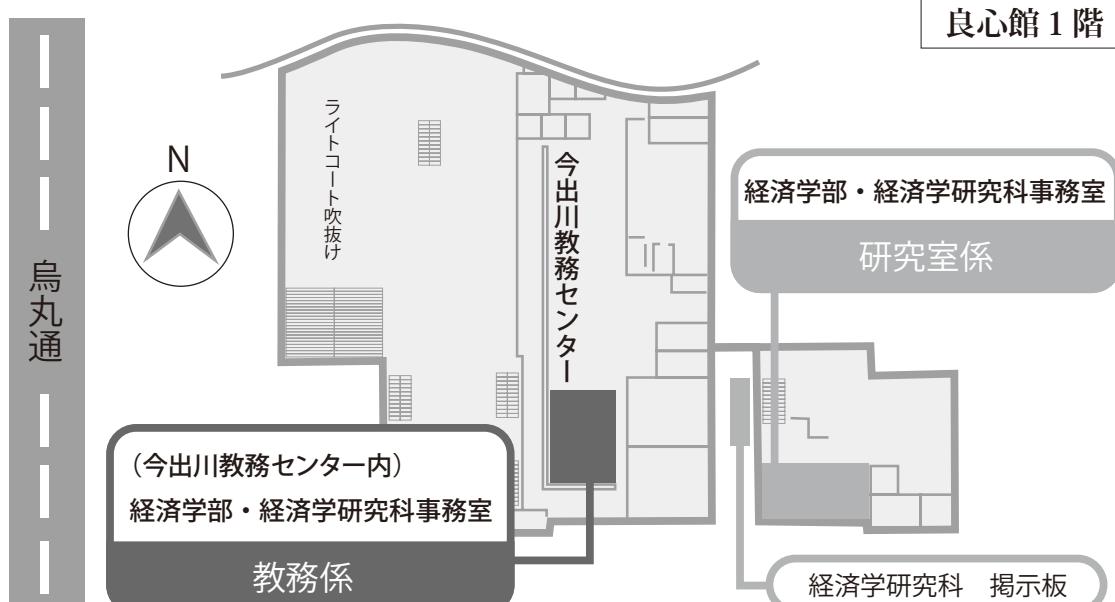
月～金 9：00～11：30、12：30～17：00

研究室係 [TEL : 075-251-3534] の窓口取扱業務

- ・図書および資料の閲覧、貸出に関すること
- ・共同研究室の機器備品利用に関すること
- ・コピーカードおよび校閲料の補助に関すること
- ・経済学会に関すること（経済学論叢等）

窓口事務取扱時間

月～金 9：00～11：30、12：30～17：00



経済学部研究室図書室の利用案内

良 心 館	1階 閲覧室	新刊和洋雑誌 参考図書
	地下1階 書庫	図書
	地下2階 書庫	和洋雑誌 年鑑・統計資料

1階閲覧室のパソコンでデータベースや電子ジャーナル、CD-ROM 資料の閲覧もできます。

●利用資格

大学院学生、大学院研究生・研修生、大学院科目等履修生等が利用できます。

●開室時間　月～金 9：00～17：00

●入退室手続き

1. 入室するときは、研究室係受付カウンターで学生証を提示し、閲覧者名簿に所定事項を記入した後、番号札を着用してください。
2. 地下書庫を利用するときは、エレベータ利用のための IC カードを一時貸出しますので、受付で申し出てください。
3. ノート類、筆記用具類以外のものをロッカーに収納してください。
4. 退室するときは、受付に番号札・IC カードを返却し、閲覧者名簿に所定事項を記入してください。

●閲覧について

閲覧のために書架から取り出した図書は、必ず所定の返却台へ返してください。

●検索について

検索・所蔵確認はオンライン検索用端末（研究室係受付カウンター・地下2階書庫に設置）をご利用ください。

●貸出・返却について

1. 貸出冊数と期間

図書の貸出・返却は、研究室係受付カウンターで、所定の手続をしてください。

身分	冊数・期間
大学院／学生・科目等履修生・聴講生・研究生・研修生 (他研究科生も同様です)	10冊以内・28日以内
大学院／同志社女子大学生	5冊以内・14日以内

2. 貸出期間の更新

- 貸出期間内に DOORS（同志社大学図書館蔵書検索システム）の My DOORS で貸出更新手続きを行ってください。5回まで更新可能です。
- 貸出期間が満了すると DOORS での更新手続きができません。他に利用希望者がいる場合は再度貸出しますので、該当の図書を持参のうえ申し出てください。

3. 返却請求

資料管理上、必要があるときは貸出期間中であっても図書の返却を依頼することができます。

4. 身分の喪失

貸出期間中に「1. 貸出冊数と期間」に定める身分を失ったときは、貸出中の図書を直ちに返却してください。

5. 帯出禁止図書

雑誌類、統計書、参考図書、およびマイクロ資料ならびに一部指定した図書は貸出できません。

6. 機器の利用

- プリンター、マイクロリーダーを利用するときは、係員に申し出てその指示に従ってください。

- 設置機器を利用したときは、その都度実費を支払ってください。

7. 図書紛失等

利用中の図書および機器について汚損、破損または紛失などの事故が生じたときは、利用者は直ちに係員に申し出てその指示に従ってください。

図書の購入について

経済学研究科大学院生が必要な文献・資料を当該年度の大学の予算「大学院図書費」の範囲内で購入することができます。購入手続きや収書基準は、研究室係にお尋ねください。

図書の注文にあたっては、事前に経済学部研究室図書室に所蔵されていないか確認した上で、所定の図書注文書に書名、著者名、発行所、価格、ISBN を記入して係員に提出してください。

なお、登録の関係上、利用できるまでに時間を要しますので、他部科で所蔵されている場合は、そちらの利用もご検討ください。

大学院共同研究室（良心館2階）の利用

1 良心館の時間外・休日入館について

夜間22:30～翌朝8:00の間、および休日に館内施設を利用する場合には、事前に申請手続きをしてください。

【手続き】

今出川教務センター（経済学研究科）に「構内残留・入構願」を提出し、承認を受け、写しを正門門衛所に提出します。

【大学院共同研究室の利用について】

良心館内のドアは、学生証によるIC認証によって制御されています。

大学院共同研究室（2階）とラウンジ（3階～5階）を利用する際は、学生証をカードリーダにかざして入室します。

【個人ロッカーの利用について】

共同研究室内個人ロッカーの鍵の受け渡しは研究室係で行います。万一、鍵を紛失した場合には、速やかに届け出るとともに、「再交付」（500円）の手続きが必要です。

2 コンピュータの利用について

コンピュータを利用される方は、事前にWebコンテンツ「情報倫理」を受講し、Web試験「ネットワーク利用資格認定試験」に合格することが必要です。

【各共同研究室のパソコンについて】

1. e-mailを利用する際、個人情報をパソコンに残さないでください。
2. 研究目的以外のパソコン利用、アプリケーションのインストールは控えてください。
3. 機器は細心の注意をもって取り扱ってください。故障等が発見されたら速やかに研究室係に届けてください。

※近年、各共同研究室のパソコンでのウイルス被害が多く報告されています。ファイルを開く時は、必ずウイルスチェックをしてください。

※アプリケーションソフトの不法コピーは禁止されています。これによるトラブルには応じません。ライセンス購入等必要な場合には、院生会に申し出てください。

※仮想PC接続サービスを通して、統計ソフト「EViews」「SAS」「SPSS」「Stata」を利用できます。

【個人所有のパソコンについて】

1. 個人所有のノートパソコンなども、共同研究室から学内LANに接続することができますが、ケーブル等は個人で準備してください。
2. 盗難防止のため、必ずロッカーに保管するか持ち帰ってください。
3. コンピュータウイルスの対策は必ず行ってください。

共同研究室は、多くの大学院生が研究目的で利用する場です。静謐な環境の維持に努めるようにしてください。

TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）

1 TAについて

経済学研究科では大学院生の教育効果を高めるために、科目別に科目担当者の補助をしていただく大学院生を募集しています。この業務をしていただける方を総称してティーチング・アシスタント（TA）といい、前期課程の学生を TA（M）、後期課程の学生を TA（D）と呼んでいます。

（1）TAの業務内容

1. 演習、実験、実習、調査等の授業の教育補助
2. 学部学生・大学院前期課程在籍者に対する学習上の指導および相談
3. その他、指導教員が適切と認めた教育補助業務

担当者により異なりますが、例えば、授業の出欠調査、講義資料収集・作成および配布、試験監督、学生の質問への対応、機械採点補助等も含まれます。

なお、大学院前期課程科目の TA は後期課程在籍者に限ります。

（2）任用期間

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 春学期・秋学期連結科目 | 4月1日から翌年3月末日まで |
| 2. 春学期科目 | 4月1日から9月20日まで |
| 3. 秋学期科目 | 9月21日から翌年3月末日まで |

（3）報酬

1. 報酬は1時間あたり、TA（D）（M）共に1,700円です。
2. 支給方法は、毎月25日に前月分を銀行振込で支給します。

（4）TA勤務管理表の記入について

報酬は「TA勤務管理表」に基づき、実労働時間に対して支払われます。

「TA勤務管理表」を今出川教務センター（経済学研究科）で受け取り、業務日付、担当科目、業務内容、業務開始時刻・終了時刻・休憩時間を記入してください。記入後、指導教員の押印をもらった上で、毎月の締切までに提出してください。

なお、勤務時間は24時間方式で記入し、不備のないように提出してください。記入漏れの申請については報酬の支払いができない場合があります。

（5）TA公募について（募集等の詳細については後日、事務室より連絡します）

- | | |
|-------|--------------------|
| ～4月上旬 | 候補者募集：事務室にて募集用紙を配布 |
| 4月中旬 | 候補者選考：募集用紙等による |
| 4月下旬 | 候補者決定 |

2 RAについて

経済学研究科では、本学大学院後期課程在籍者が幅広い知識・経験を修得するために本学の専任教員が行う共同研究の補助業務をしていただける方を総称してリサーチ・アシスタント（RA）と呼んでいます。

（1）RAの業務内容

1. 文部科学省、日本学術振興会、日本私立学校振興・共済事業団で採択された共同研究
2. 前述以外の学外資金による共同研究
3. 1・2項以外の研究指導上、有益と認められる共同研究

（2）任用について

本学大学院博士課程（後期課程）に在学している者の中から任用します。

任用期間は1年以内とします。通算3年を限度として任用することができます。

※ RA任用者はTAまたはSAを兼ねることはできません。

（3）報酬

1. 報酬は1時間あたり、1,700円です。
2. 支給方法は、毎月25日に前月分を銀行振込で支給します。

（4）RA勤務管理表の記入について

報酬は「RA勤務管理表」に基づき、実労働時間に対して支払われます。

「RA勤務管理表」の提出方法については、任用時にお知らせいたします。

※「RA勤務管理表」に不備がある場合、報酬の支払が遅れたり、支払ができない場合があります。

（5）RA公募について（募集等の詳細については後日、事務室より連絡します）

- | | |
|-------|-------|
| ～4月上旬 | 候補者募集 |
| 4月中旬 | 候補者選考 |
| 4月下旬 | 候補者決定 |

※選考は研究科委員会にて行う。

研究活動費の補助

●コピ一料補助

経済学研究科では大学から「大学院学生印刷費補助」として1人あたり1,000枚分の補助を行っています。また、別途経済学会から「大学院資料助成費」として1人あたり2,000枚分の補助もあります。

コピーをする時は、コピー機に設置されているICカードリーダに学生証を置いてください。

なお、年間限度枚数の切り替えは毎年2月末に行います。修了予定者、退学予定者、在学年限を超える大学院生が3月に利用する場合は、2月末までの枚数に残がある方についてはその範囲内で利用できます。コピーカードを都度貸出しますので経済学研究科事務室（研究室係）に申し出てください。残枚数がない場合は、現金でお支払ください。

●外国語によるジャーナルへ投稿する際の校閲料補助

経済学研究科に在学する正規学生が外国語によるジャーナルへ投稿する際の校閲料を申請により補助します。希望する場合は、校閲を依頼する前に経済学研究科事務室（研究室係）に申し出てください。

●経済学会からの補助

経済学会は経済および関連する学問に関する学術の研究を助成し、斯学の発展に寄与することを目的とする会で、本学経済学部と経済学研究科に所属する学生ならびに教員も会員として組織されています。経済学会では、大学院生の研究活動を支援するため、次のような経費の補助を行っています。

経済学会では、1年に4回「経済学論叢」を発行しています。発行次第、研究室窓口横にて配布します。後期課程学生は指導教員の推薦を受けて投稿することができます。

◎大学院研究助成費

大学院学生が学外で開催される学会で発表する場合の旅費（交通費および宿泊費）について、年間1人50,000円を限度に補助します。また、学会に参加する大学院生に対し、学会での発表の如何にかかわらず、学会参加費を旅費とは別に、年間1人あたり5,000円（1回のみ）を限度に補助します。学会の案内、旅費（交通費および宿泊費）の領収証等、関係資料を添えて経済学会事務局（経済学研究科事務室内）に申し出てください。

◎大学院資料助成費

上述の「コピ一料補助」を参照してください。

◎学生資料作成助成費

情報教室等のパソコンから無料分の1,600円を超えてプリント出力する場合、820円を上限として補助します。秋学期に、今出川教務センター（経済学研究科）で学生証を持参のうえ「学生資料作成助成費申請書」に証明を受け、ITサポートオフィスの窓口にて印刷料金の加算手続きを行ってください。

なお、手続時期は学部・研究科のホームページ等でお知らせします。

【試験監督補助について】

経済学部中間試験や学期末試験での試験監督補助を依頼することができます。ご協力をお願いします。

【試験監督補助アルバイト：1科目につき2,500円】

その他学生生活にあたって

1 経済学研究科 オフィスアワー

経済学研究科では、学業履修だけに限らず学生生活全般を援助するために、全教員が学生のみなさんとの日常的・個人的な接触を通じて、学業全般の疑問や悩みに応えていきたいと考えています。各教員は原則として毎週1回（休暇中を除く）オフィスアワーと呼ばれる時間を設け、みなさんの相談に応じうる態勢を整えています。面談を希望する場合は、事前連絡が必要です。連絡先や連絡方法は経済学部・経済学研究科HPを参照してください。

2 奨学金

本学には、さまざまな奨学生金が設けられています。その中で、特に、経済学研究科生が対象となる主な給付制奨学生金と概要を紹介します。

●大学院特別奨学生金

(対象) 前期課程
(給付額) 授業料相当額 + 120,000円
※公募はしない

●大学院奨学生金

(対象) 前期課程、後期課程
(給付額) 授業料相当額の2分の1

●博士後期課程 若手研究者育成奨学生金

(対象) 後期課程（ただし、入学時満34歳未満の者）
(給付額) 年間学費、授業料、教育充実費及び実験実習、特別在籍料相当額
※公募はしない

●大学院 経済学研究科 教学充実費による奨学生金

(対象) 後期課程
(給付額) 該当年度の予算範囲内（上限100,000円）
※公募はしない

詳細は本学HPを参照してください。

3 経済学研究科事務室以外で取扱う主な事務取扱い窓口

取扱事務内容	取扱部課
一般教室の利用に関すること	教務課庶務係 (良心館1階)
情報教室、ユーザID取得、インターネット利用に関すること	教務部・ITサポートオフィス (良心館地下1階)
図書の貸出、閲覧、図書関係の相談	図書館・学術情報課 (図書館)
免許・資格に関すること	免許資格課程センター事務室 (良心館1階)
下宿、アルバイト、悪徳商法の被害に関すること 各種奨学金、短期貸付金、学費の延納・分納	学生生活課 奨学・生活係 (寒梅館1階)
学生生活全般に関する相談等 ※学習に関する相談はオフィスアワーを利用して下さい	カウンセリングセンター (寒梅館1階)
留学に関すること	国際課 (扶桑館1階)
就職に関すること	キャリアセンター (寒梅館2階)
健康管理に関すること 健康診断・健康診断書の発行に関すること	保健センター (寒梅館2階)
拾得物・遺失物に関すること	門衛所 (今出川キャンパス正門)

4 交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う授業・試験の実施について（司法研究科以外）

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- 「1. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- 開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- 該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

I. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 次表のa～dの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

ハ. 次表のa～eの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時(9時30分)から実施(平常どおり)
10時00分までに開通	2講時(13時00分)から実施
12時30分までに開通	3講時(15時30分)から実施
12時31分以後に開通	全講時実施しない

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- 「1. 警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- 特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- 警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

I. 警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに解除	3講時から実施
15時55分までに解除	6講時から実施
15時56分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時（9時30分）から実施（平常どおり）
10時00分までに解除	2講時（13時00分）から実施
12時30分までに解除	3講時（15時30分）から実施
12時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

III. I.、II.にかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。

IV. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。

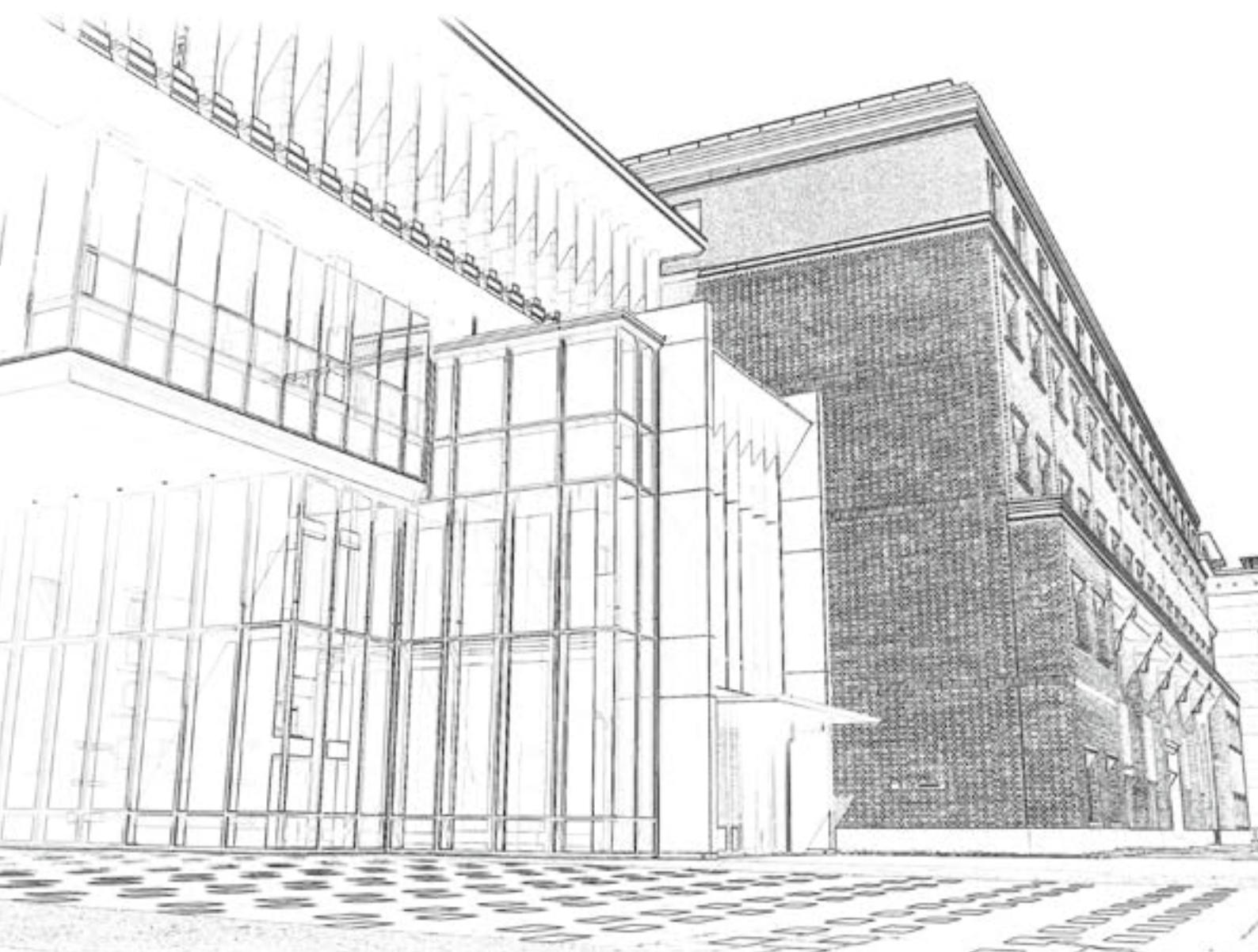
V. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。

大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等をこまめに確認してください。

以上

大学院学則・各諸規程

2025 年度 履修の手引き



同志社大学大学院学則

(2025年4月1日改正)

第Ⅰ章 総 則

第Ⅰ条 本学大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第Ⅰ条の2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学大学院は、第Ⅰ項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第Ⅰ項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不斷の見直しを行う。

第2条 本学大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第3条 本学大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

前期課程又は修士課程	後期課程
------------	------

神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻

メディア学専攻	メディア学専攻
教育文化学専攻	教育文化学専攻
社会学専攻	社会学専攻
産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻
	私法学専攻
	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻
	応用経済学専攻
商学研究科	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻
	電気電子工学専攻
	機械工学専攻
	応用化学専攻
	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本学大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第4条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では6年、一貫制博士課程では8年まで認めることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年

限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表IIにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができ。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国におい

て履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。（ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者）

2 本学大学院において取得できる免許状の種類（教科）は、次のとおりとする。

神学研究科

神学専攻 中専免（宗教）、高専免（宗教）

文学研究科

哲学専攻 中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）

英文学・英語学専攻 中専免（英語）、高専免（英語）

文化史学専攻 中専免（社会）、高専免（地理歴史）

国文学専攻 中専免（国語）、高専免（国語）

美学芸術学専攻 中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）

社会学研究科

社会福祉学専攻 高専免（福祉）

メディア学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

教育文化学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

社会学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

産業関係学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

法学研究科

政治学専攻 中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）

私法学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

公法学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

経済学研究科

理論経済学専攻 中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）

応用経済学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

商学研究科

商学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）、高専免（商業）

総合政策科学研究科

総合政策科学専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

文化情報学研究科

文化情報学専攻

中専免（数学）、高専免（数学）

理工学研究科

情報工学専攻

中専免（数学）、高専免（数学）

応用化学専攻

中専免（理科）、高専免（理科）

数理環境科学専攻

中専免（数学）、高専免（数学）、中専免（理科）、高専免（理科）

生命医科学研究科

医工学・医情報学専攻

中専免（理科）、高専免（理科）

医生命システム専攻

中専免（理科）、高専免（理科）

スポーツ健康科学研究科

スポーツ健康科学専攻

中専免（保健体育）、高専免（保健体育）

心理学研究科

心理学専攻

中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）

グローバル・スタディーズ研究科

グローバル・スタディーズ専攻 中専免（社会）、高専免（公民）

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科会の定めるところによる。

第6条の7 本学大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めることは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間に含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間にに関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期

課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間にに関しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

8 本学大学院は、第6条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間に提出し審査を終了するものとする。

- 2 博士の学位論文は、在学期間に学長に提出し、提出された日から1年以内に審査を終了するものとする。
- 第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。
- 2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本学大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、技術・革新的経営、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、技術・革新的経営、学術）

2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

3 本学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 創立記念日 11月29日
- (4) キリスト降誕日 12月25日
- (5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができます。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を得た者

(2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考查方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考查を経たうえで、転入学を許可することがある。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの4に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第22条 学長は学力劣等で成績の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、諭旨退学させることができる。

第23条 学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

- (1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者
- (3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聽講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本学大学院博士課程の後期課程に6年間を在学した者又は一貫制博士課程に8年間を在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生

としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本学大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することがある。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときには、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学料、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学料、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Iから別表Iの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入

学金を除く他の学費の納入を要しない。

5 第24条第2項に定める、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。

8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。

第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本学教員がこれを担当する。

第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審

議する。

2 部長会に関する規程は、別に定める。

第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。

2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学位論文審査に関する事項

(5) 学則、研究科諸規程に関する事項

(6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。

第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

第33条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法専攻	45	90	私法専攻	5	15
	公法専攻	45	90	公法専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	8	16	スポーツ健康科学専攻	3	9
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	16
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	45	90	グローバル・スタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90	合計	156	468
	合計	982	1,964			

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
	合計	10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

- 第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。
- 第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。
- 第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雜 則

- 第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。
- 第39条 本学大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るために措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
 - 2 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
 - 3 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程の設置並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により改正施行する。
- なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)
- 4 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
 - 5 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
 - 6 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
 - 7 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
 - 8 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生的うち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 2 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

- 4 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、工学研究科知識工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医科学専攻の設置により改正施行する。

なお、知識工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

- 4 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

- 4 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表IIの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
 - 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。
- なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
 - 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。
- なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
 - 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

- 2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。
- 3 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表I 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神 社 法 經 商 總 合 政 策 科 學 研 究 科 グローバル・スタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	515,000 円	117,000 円
	第2年次		715,000 円	117,000 円
	所定単位修得者		357,500 円	58,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	599,000 円	126,000 円
	第2年次		799,000 円	126,000 円
	所定単位修得者		421,000 円	63,000 円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第2年次		1,054,000 円	156,000 円
	所定単位修得者		585,000 円	78,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	626,000 円	126,000 円
	第2年次		826,000 円	126,000 円
	所定単位修得者		448,000 円	63,000 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	649,000 円	132,000 円
	第2年次		849,000 円	132,000 円
	所定単位修得者		456,000 円	66,000 円
ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	586,000 円	132,000 円
	第2年次		786,000 円	132,000 円
	所定単位修得者		393,000 円	66,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生的入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生的入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) MOTコース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科MOTコースに転入学した場合は、(5)にかかわらず、授業料は838,000円、教育充実費は78,000円とし、入学金の全額を免除する。
なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
 - ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
神　学　研　究　科 文　学　研　究　科 社　会　学　研　究　科 法　学　研　究　科 経　済　学　研　究　科 商　学　研　究　科 総　合　政　策　科　学　研　究　科 グローバル・スタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	484,000 円	123,000 円
	第2年次		684,000 円	123,000 円
	第3年次		684,000 円	123,000 円
	3年以上在学者		342,000 円	61,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	570,000 円	133,000 円
	第2年次		770,000 円	133,000 円
	第3年次		770,000 円	133,000 円
	3年以上在学者		362,500 円	66,500 円
理 工 学 研 究 科 生 命 医 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	825,000 円	162,000 円
	第2年次		1,025,000 円	162,000 円
	第3年次		1,025,000 円	162,000 円
	3年以上在学者		453,500 円	81,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	595,000 円	133,000 円
	第2年次		795,000 円	133,000 円
	第3年次		795,000 円	133,000 円
	3年以上在学者		362,500 円	66,500 円
心 理 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	613,000 円	138,000 円
	第2年次		813,000 円	138,000 円
	第3年次		813,000 円	138,000 円
	3年以上在学者		377,000 円	69,000 円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。

(3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。

(4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。

(5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。

(6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

(7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。

(8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。

ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。

イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。

ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。

エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳科学研究科	第1年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第2年次		1,054,000 円	156,000 円
	第3年次		825,000 円	162,000 円
	第4年次		1,025,000 円	162,000 円
	第5年次		1,025,000 円	162,000 円
	所定単位修得者		453,500 円	81,000 円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。

(3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。

(4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。

(5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。

(6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。

(7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。

(8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。

ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。

また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。

イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。

ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。

エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリー プログラムによる 留学期間	特別在籍料
1年	300,000 円
1学期	150,000 円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
1年	120,000 円
半年	60,000 円

・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

履修登録料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	27,000 円
	高等研究教育院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
 (2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
 (3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
 (4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聴講料

聴講登録料	全研究科	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
 (2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
 (3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
 (4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 委託生修学料

(年額)

研究科	修学料
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円
文化情報学研究科	349,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	477,000 円
スポーツ健康科学研究科	363,000 円
心理学研究科	374,500 円
ビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円

修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学料を2分の1とする。

別表 I の 5 外国人留学生(特別学生) 入学金及び研修料

研究科	入学金	研修料 (年額)	研修料(年度内の在学期間が7月以内の場合)
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
 (2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
 (3) 期間延長者(同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者)については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
 (4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
 (5) 特別学生が、年度内に20単位を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Iの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
 (6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
 (7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの6 外国人研究生 研究指導料

(月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	29,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	29,000 円
一貫制博士課程	脳科学研究科	35,000 円

別表Ⅰの7 大学院研究生 研究指導料

研究科	研究指導料	
	1年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	309,000 円	154,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	329,000 円	164,500 円
理工学及び生命医科学研究科	420,000 円	210,000 円
心理学研究科	344,000 円	172,000 円
脳科学研究科	420,000 円	210,000 円

別表Ⅰの8 大学院研修生 研修料

研究科	研修料	
	1年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円	153,750 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	328,000 円	164,000 円
理工学及び生命医科学研究科	419,000 円	209,500 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円	171,500 円

別表Ⅰの9 入学検定料

区分	金額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験	35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合 15,000 円 書類選考のみの場合 10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験	10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合 15,000 円 書類選考のみの場合 10,000 円

別表Ⅱ 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表（省略）

同志社大学学位規程

(2020年4月1日改正)

この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に準拠して制定したものである。

(学位の授与)

第1条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

(博士の学位)

第2条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
技術・革新的経営	Doctor of Philosophy in Technology and Innovative Management
学術	Doctor of Arts

(修士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第1項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

(修士の学位)

第4条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
技術・革新的経営	Master of Arts in Technology and Innovative Management
学術	Master of Arts

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士（専門職）	Juris Doctor
ビジネス修士（専門職）	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

(1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。

(2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。

(3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めたときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。

(4) 審査委員は互選によって主査委員を定めるものとする。

(5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。

(6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。

(7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について合否を決定する。票決は無記名投票とする。

(8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。

3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

(報 告)

- 第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称)

- 第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。
- 2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。
- 3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。
- 4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。
- 5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- この規定は、2020年4月1日から施行する。

別表1 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000円
学外者で、論文提出による場合	150,000円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表2 学位記様式（略）

大学院一般内規（博士課程・修士課程・専門職学位課程共用）

(2024年4月1日改正)

学年暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学籍番号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学生証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試験

- 1 学費未納のままで受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。

5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

1 修士論文

- (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
- (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
- (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
- (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
- (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。

2 学位授与式

春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学業成績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届書

- (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
- (2) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 住所変更届

2 願書

- (1) 休学願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退学願 理由記載のこと。
- (3) 再入学願 理由記載のこと。
- (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再 入 学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に

- 限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。
- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
 - 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000円
- (3) 図書館司書課程 10,000円

2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附 則

この内規は2024年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する内規

(2023年4月1日改正)

第1条 大学院学則第24条の3の研究生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 研究生として研究を希望する者は、所定の研究生願書に指導教授の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。

第3条 研究生の研究期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。

第4条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに別に定める研究指導料を納入しなければならない。

2 研究生には、研究生証を交付する。

第5条 研究生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。

第6条 研究生が学内施設及び設備を使用するときは、研究生証を提示しなければならない。

第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。

第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

大学院研修生に関する内規

(2023年4月1日改正)

第1条 大学院学則第24条の4及び専門職大学院学則第38条の研修生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 研修生として研修を希望する者は、所定の研修生願書に指導教員の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。

第3条 研修生の研修期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研修を希望する者は、研修期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。

第4条 研修生として研修を許可された者は、所定の期日までに別に定める研修料を納入しなければならない。

2 研修生には、研修生証を交付する。

第5条 研修生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。

第6条 研修生が学内施設及び設備を使用するときは、研修生証を提示しなければならない。

第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。

第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として学則第27条の2、大学院学則第20条の2、専門職大学院学則第29条又は法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規にいう留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。

ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を通じて学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を通じて、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

(定義)

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

(取扱い)

第3条 外国協定大学派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」の定めるところによる。

(出願条件)

第4条 外国協定大学派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

(義務)

第5条 外国協定大学派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(推薦方法)

第6条 外国協定大学派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

(候補者の決定)

第7条 外国協定大学派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受け入れ決定に基づき、学長がこれを行う。

(留学期間)

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

(2004年4月1日改正)

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

[受入れ]

第1条 各大学大学院の修士課程、博士課程（前期および後期の課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

[単位互換履修生]

第2条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」（以下、「履修生」という。）として取り扱う。

[履修期間]

第3条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

[授業科目の範囲および単位数]

第4条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

[受入学生数]

第5条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

[派遣および受入手続]

第6条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

[単位の授与等]

第7条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

[履修料等]

第8条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

[覚書]

第9条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附 則

- 1 この協定は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い1998（平成10）年3月31日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004（平成16）年4月1日から改正施行する。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）までご相談ください。

単位制について

単位制とは、各研究科ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に修了に必要な単位数を修得していく制度です。

下記に記載している大学院学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせ標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

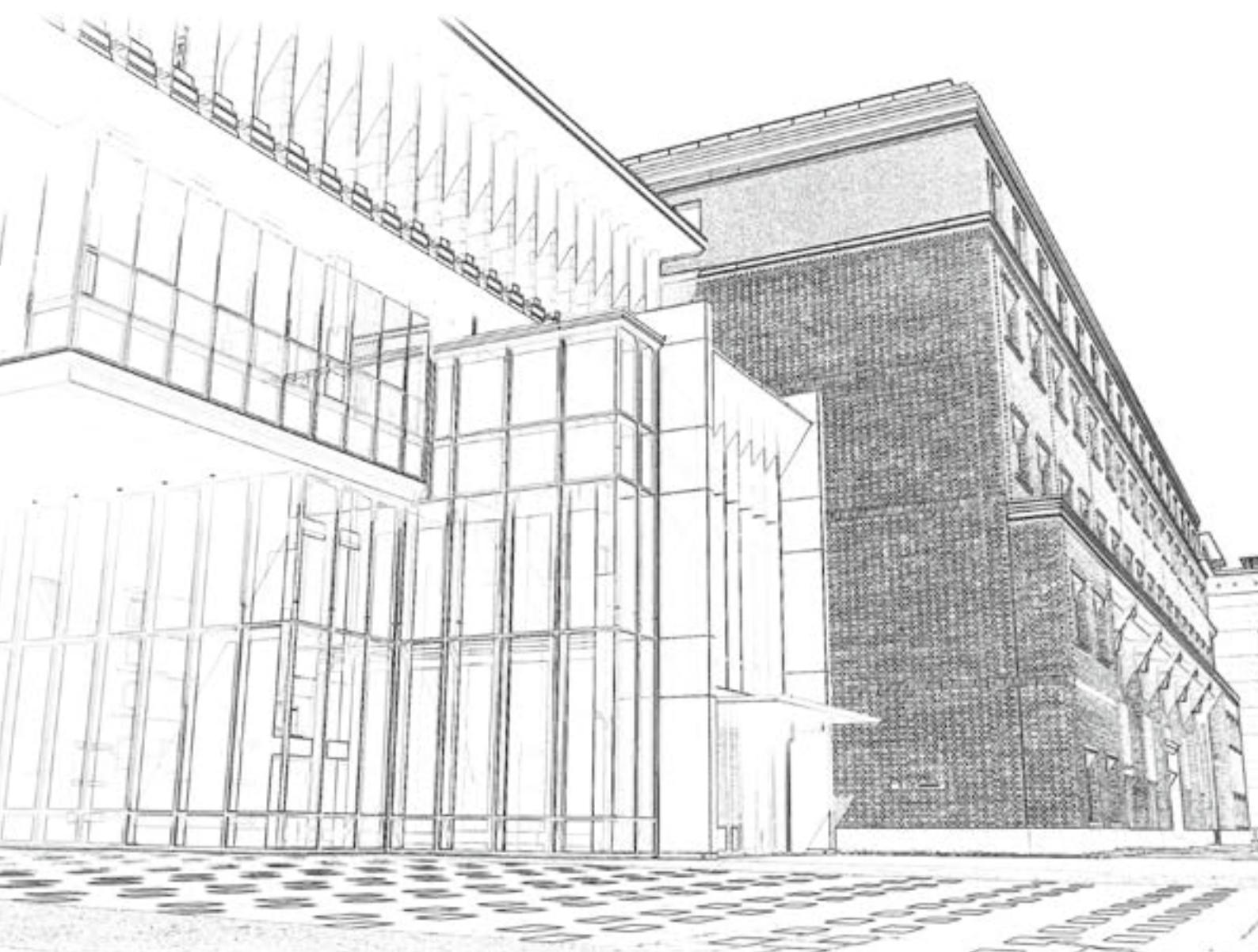
修了必要単位数は研究科によって異なるので、所属研究科の欄を参照してください。大学院授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（大学院学則第6条）

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表IIにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

経済学研究科教員紹介

2025 年度 履修の手引き



経済学研究科教員一覧

■理論経済学専攻

<理論分析コース>

茂見 岳志 教授 ★
本領 崇一 教授
荒渡 良 教授
佐藤 敦紘 准教授
岩澤 政宗 准教授
平田 大祐 准教授
大垣 昌夫 教授 ★
山本 和博 教授 ★

<政治経済学・経済史コース>

福岡 正章 教授 ★	横井 和彦 教授 ★
菅 一城 教授 ★	谷村 智輝 教授 ★
大野 隆 教授 ★	山森 亮 教授 ★
角井 正幸 教授	西岡 幹雄 教授 ★

■応用経済学専攻

<アプライド・エコノミクスコース>

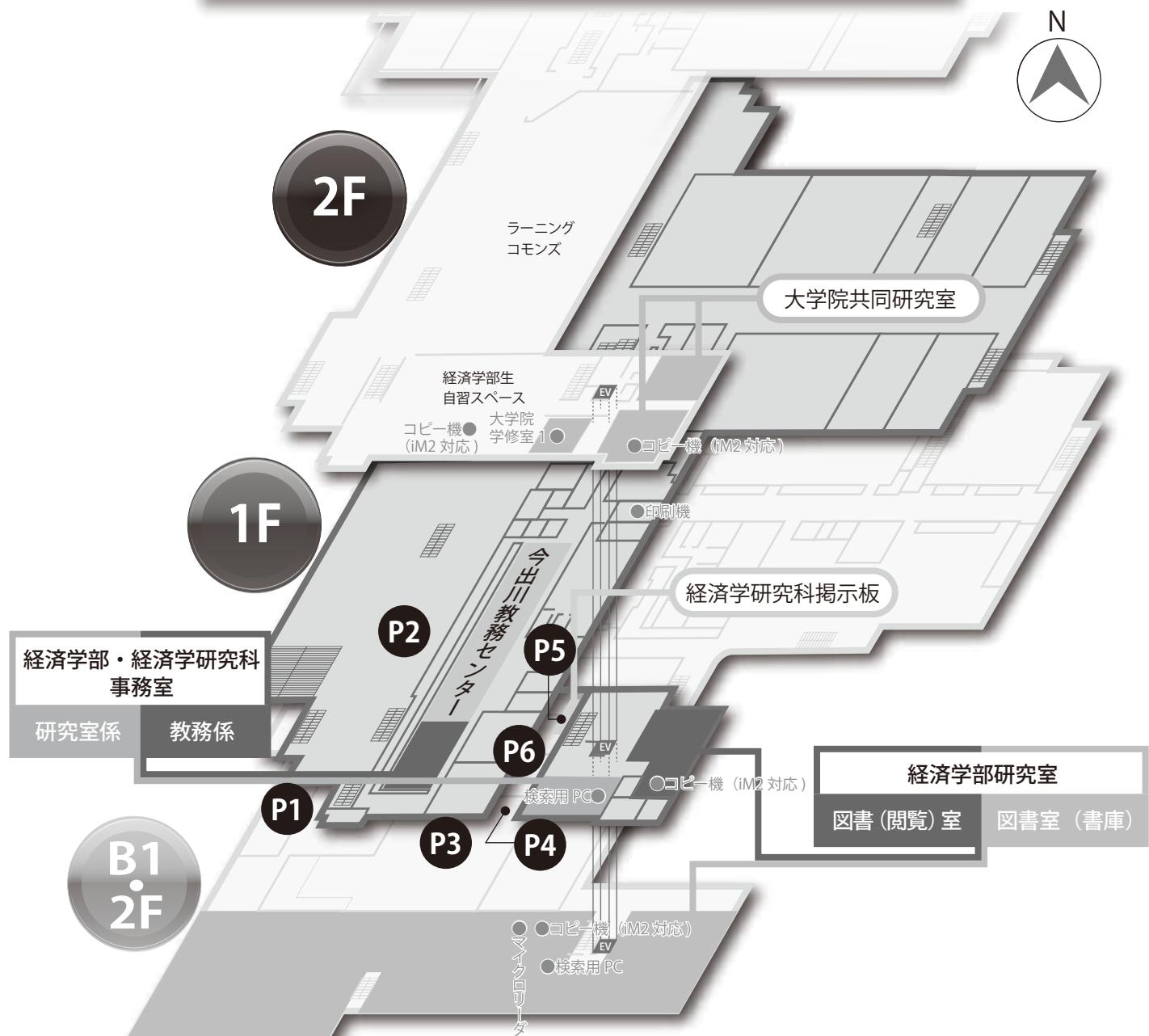
新関 三希代 教授 ★	手島 健介 教授 ★
竹廣 良司 教授 ★	和田 美憲 准教授
東 良彰 教授 ★	宮本 大 教授 ★
北川 雅章 教授 ★	久保 徳次郎 教授 ★
小藤 弘樹 教授 ★	北坂 真一 教授 ★
小林 千春 教授	原田 穎夫 准教授

<クリエイティブ・エコノミーコース>

河島 伸子 教授 ★
宮崎 耕 教授 ★
八木 匠 教授 ★
船橋 恒裕 教授 ★
四谷 晃一 教授
宮澤 和俊 教授 ★
石田 葉月 教授 ★
和田 喜彦 教授 ★
三保 学 教授 ★

研究分野などの詳細は、経済学部・経済学研究科 HP および研究者データベースをご覧ください。
なお、★印のついた教員は、後期課程任用の専任教員です。

良心館 経済学部・経済学研究科 関連施設



良心館入口



今出川教務センター入口



経済学部・経済学研究科事務室前



経済学研究科事務室（研究室係）前通路



経済学研究科掲示板



経済学研究科事務室（研究室係）入口

今出川校地 案内図



同志社大学大学院 経済学研究科

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

<https://www.econ.doshisha.ac.jp>